慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	長恨歌伝•長恨歌の本文について：旧鈔本を中心にして
Sub Title	
Author	太田, 次男(Ota, Tsugio)
Publisher	慶應義塾大学附属研究所斯道文庫
Publication year	1981
Jtitle	斯道文庫論集 (Bulletin of the Shidô Bunko Institute). No.18 (1981.) ,p.153- 274
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	麻生太賀吉大人追悼記念論集
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00106199-00000018-0153

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

長恨歌伝・長恨歌の本文について

——旧鈔本を中心にして——

太田次男

一

中国に於て、「長恨歌」は、その作者白居易の生前から、本人も殆んど予想しなかった程、一般に愛好され、広く流布した。

その作成時は、陳鴻の伝によれば、元和元年（八〇六）であり、第一次大集としての白氏長慶集五十巻の成立は、長慶四年（八二四）であるので、その間、二十年近く距り、当然のこととして、その一篇のみが単独で流布したに相違ない。

このことは、大集成立以後遽に止むわけではなかろうから、この作品が書かれた後、長期に亘って、単行の「長恨歌」が「長恨歌伝」と共に、一群の本文を形成したと見做すことが出来る。

ある作品が、全集とは別に、単独で行われ、それが大衆にまで広く愛誦されたとすれば、その本文が、大集所収の

場合にも増して、種々の改変を蒙り易いことは止むを得ないところである。従って、単行の一群という場合の本文は、無論、複数であり、その中に於て、比較検討すれば、更に、本文上の異同は尠からず認められるといえよう。

白氏は、生前、既に自作のこの盛行ぶりを備に見届けている。無論、盛行したのは長恨歌一篇のみではなく、五十篇からなる新楽府もあり、これは他の多くの作品にも同様にみられるので、既に原作者の手を離れた所に於て、結果的には、その多くの作品に、改変が加えられているということになる。この動きを、白氏とて、承知はしていても、如何ともすることは出来ない。

五十巻の大集が成立した後、白氏は、それに続いて更に四次に亘り、これに増補を加えた。それは、新作を末尾に一群として加えていくという単純な作業を意味するものではなく、全巻を勘案した上で、類をもって、各の巻次に、適宜、継足された。その間に、尠からざる旧作諸篇に筆を加えてこれを改めることも、当然の事として認められよう。(1)

従って、五次に亘る大集は、夫々、尠からざる異同を蔵していることになる。とすれば、最終の七十五巻本のみを定本として位置づけるべきではなく、白氏からすれば、いうべくば、五次の各大集は、何れも定本と見做すべきものであった。七十五巻本の尾に附された「後記」は、これを明らかに示している。

つまり、前述の如く、外に於て、白氏の手を離れた所で、その作品に改変が加えられる一方、内に於ても、原作者自からの手によって若干の改変が計られていたといえる。

従って、白氏文集本文とすれば、原本に於て、既に、複数であることを、本文研究の前提とすべきであろう。

以上は、主として唐代に於ける、書籍が鈔本の形で流布した頃のことである。

北宋に入り、白氏文集をも含め、文人の詩文集も漸次刊行されるに至った。但し、白氏文集北宋刊本は、確かに刊

行はされたが、現存はせず、いまは、南宋紹興年間刊本のみが伝存し、現に北京図書館に所蔵される。

宋刊本は、無論、何れかの段階に於ける唐代鈔本を底本としているので、本文に関して、確かに一面に於て、前代を承け、それに接続するものではあるが、同時に、校訂に当っては、如何に原本により近づくかという努力より以上に、その作業は、当代の時代感覚を代表するという自負をもって行われたので、より時代と密着し、従って、本文に校改が加えられることも、寧ろ当然の事として認められた。原本が巻子本であり、その編成が略〻編年体になっているのに対して、刻本として冊子本になれば、詩作のみを通して一括して読むのに不便が生じていたことを再確認するというようなことも生じたであろう。この時代に、その編成を改めて、先づ詩作を総て始めに配置するよう改めるという編成上の大きな変更も、躊躇するところなく行われている。

明刊本成立時にも、例えば、馬元調本で、長恨歌伝・長恨歌の順序を入れ替るというような、同様の改変は随所にみられようが、宋刊本の頃に比すれば、当然、資料群の質的低下は否定すべくもないので、これはそのまま本文の質に迄反映している。

但し、同じ明の頃の刊行とはいっても、朝鮮刊本の底本は、恐らく、北宋時代の、旧編成のままの本文がこの国に伝来していた。それに拠った為であろう、銅活字本、整版本の二種ともに、形式的には、旧編成をそのまま伝えているし、本文も宋版本に比して、これに殆んど遜色はない。

これら、大集所収の長恨歌・長恨歌伝本文を検すれば、時代の変遷に沿って、夫々、それなりの変化が認められ、ある意味では、それらは、何れも、考えられ得る範囲内でという程度の、或る意味では当然考え得る妥当な動きであって、それ程唐突な、突然の変化であることは稀である。

宋代以来、大集のみでなく、単行諸篇の刊本も成立した筈である。いまは伝存しないが、宋刊新楽府五十篇が曾て

存したことは明かであり、それを承ける明清の刊本は現存する。世に諷諫本と呼ばれるのがこれである。単行の白氏策林なども明刊本が中国・朝鮮に現存する。

唐代、鈔本としては単行で盛んに流布したであろうのに、長恨歌・長恨歌伝が、中国に於て、単行で刊行されて現存する例は未だ承知していない。恐らく、単行の刊本も曾ては存したと見做すべきであろう。『文苑英華』『太平広記』や『古文真宝』等にも収められているのは、その見地から、更に、一考を要する。

それらの諸集に収められている本文を検すれば、何れも、唐鈔・宋刊本という大集本文より抽出されたものと見做すべきではなく、単行で流布した本文が、偶〻その編纂時に採用せられたものと思われる。これは後にも触れるが、その本文の異同は、大集の本文を承けつつも、それとは別の動きを示す個所が尠からず認められるからである。

筆者の本文比較の経験からすれば、別集に於ける本文の校訂作業に比すれば、文苑英華等、総集に於けるそれは、それ程厳しいものではないようであり、採録本文の元の姿の特殊性がそれ程変更されることなく留められていることが多いので、そういう点からも、これらの本文は貴重である。

太平広記所収本長恨歌伝のうち、南禅寺天授庵蔵室町末写本は、従来知られる広記所収本の何れよりも、わが旧鈔本に近く、比較的稀な本文であるので後に翻字して示す。

白氏文集そのものについてのみでなく、周知の如く、長恨歌に対するわが国に於ける古くからの愛好は、また、格別であった。従って、唐鈔本流布の頃から、多くの本文が将来されたに相違ない。

唐鈔本についていえば、白氏文集大集は無論のこと、同じく唐鈔長恨歌そのものや、その重鈔本としての平安鈔本もわが国には現存しない。但し、わが国に現存する旧鈔本は、唐鈔本を承け、その間、誤写・誤脱という、書写に於ける不注意による若干の変改は免れないにしても、意識的に本文が改められているという個所は極めて少ない。

中国にみられる如き、流布の間に変更が加わるというような場合の、本文とその受容者との関係は、言語上からも、成立し難く、それに、流布の地域もごく限られた範囲内のことであり、従って、漢籍が一度わが国に将来されれば、本文上からは、それらは、いわば安全地域に入ったも同然と見做すことが出来る。

従って、本国に於て、唐鈔本の殆んど総てが失われた現在、最も変更を蒙ることの少ないわが旧鈔本大集に収められる長恨歌伝・長恨歌こそ、本文としては、比較的原本に近い、最も信頼すべきものと見做すことが出来よう。

そういう本として、次の二種を挙げることが出来る。

(1)大東急記念文庫蔵白氏文集巻十二金沢文庫旧蔵寛喜三年書写本所収

(2)国立公文書館内閣文庫蔵管見抄巻一永仁三年書写本所収

このうち、(1)はいう迄もなく、大集中の一巻に収められている。(2)は十巻からなる選鈔本であり、旧鈔本白氏文集七十巻の全巻から所用の詩文を抄出したものである。その底本は白氏文集七十巻本であると見做されるので、これも(1)と同様に扱ってよかろう。皇帝、詔勅等の文字の上を闕字することの正確さはわが旧鈔本中屈指の一本であり、明かに唐鈔本の姿を留めている。

これ以外では、室町を降らない書写の鈔本が数本存し、本文上からは(1)(2)に比較的近いが、何れも大集所収の本とは遽に断じ難い。この外にも、古文真宝所収本文を底本にした鈔本が尠からず存する。

この外、更に、墨跡本が存する。従来、この種の本は入木道に於てこそ必要であったであろうが、校勘用としてその本文は殆んど省みられなかった。

しかし、筆者は墨跡本新楽府を本文上から取上げてその無視し得ざることを述べた。(2)

同様のことは、長恨歌に関しても生じており、対象となる二本については後に述べる。

単行の刊本は比較的多い。現在、天理図書館に所蔵される慶長勅版とみられる古活字本や、『白氏五妃曲』所収の本文をはじめ、慶長中期に数種の古活字本が存し、また、寛永四年整版本も刊行されている。

この単行の刊本類にも、無論、夫々拠るべき本文があり、略〻その祖本を明かにすることが出来た。

以上、白氏文集並びに長恨歌・長恨歌伝の本文について略述したが、その本文の異同をただ漫然と並列すれば、若干異なる本文の数は頗る多く、相互に如何に関連するか、その関係を整理し、これを明瞭にすることは容易ではない。長恨歌や長恨歌伝が、中国及びわが国に於て、どれ程広く流布し、その間に、どの程度本文に変化が生じたか、などの、全体の実態を知ろうとすれば、先ず、出来得る限り本を蒐集し、諸本の変化、異同の全体を仔細に比較検討すれば足りる。

ここでは、更に一歩進んで、長恨歌の諸本を通して、これを系統的に如何に整理するかを問題の主眼とする。

基本となることは、白氏自身定本と認めた大集原本の直系に出来得る限り近づき、そこを出発点とすべきである。現存本に関し、相対的にその条件を満たし得るものは、わが旧鈔本大集がそれにほぼ該当し、具体的には、日中両国を通じ、前述の金沢文庫本及び管見抄本の二本を措いて他にはない。

この二本に続き、大集宋刊本、同明刊本類を連ねる。この、大集旧鈔本、刊本本文の間に、変化が生じつつ推移する過程のうちに、白氏文集本文の主流が存するものと筆者は思考する。それは、無論、ここに取上げる長恨歌・長恨歌伝に関しても基本的には、同様である。

『文苑英華』や『太平広記』所収の長恨歌は、中国刊行本としては、旧鈔本にかなり近い本文をもつ点で、他本にみられぬ特徴をもつが、その主流の中の、どの時点に置くべきが適当であるかは、改めて、検討せられねばならない。その位置づけに関しては、後の具体的考証に譲る。

長恨歌の本文に関して論ずるとなれば、当然、旧鈔本、刊本のすべてに言及しなくてはならない。しかし、今回は、主たる流れを明瞭に示すことを主眼とするので、採上げる本にも自づから制限を加えざるを得なかった。それ故、これ迄、まだ本格的検討の加えられていない旧鈔本及び英華本・広記本に限ることにする。わが慶長勅版以下の版本類や鈔本類についても、改めて、別に、述べることにする。

註 (1) この事に関しては拙稿「本邦伝存「秦中吟」諸本の本文並びに訓読について」(「斯道文庫論集」第十六輯・昭和五十四年刊)参照。

(2) 拙稿「御物本白氏新楽府本文について」(「日本中国学会報」第二十八集・昭和五十一年刊)

二

ここでは、金沢文庫旧蔵本巻十二所収の長恨歌・長恨歌伝の本文を吟味するが、その前に、先ず、金沢本巻十二そのものの本文上の検討から始める。当然のこととして、長恨歌本文とも密接に関連するからである。

既に述べたことがあるが、金沢文庫本には平安鈔本と鎌倉鈔本との二種があり、後者は、豊原奉重の校訂本である。いま、前者はしばらく措き、後者についていえば、現存する二十三巻は、単純に同種の底本を書写したものではなく、校訂者豊原奉重が苦心して蒐めた諸種の本を底本とした取合せ本である。

中には、巻三十一・三十三・五十四の如く、底本が旧鈔本でなく、宋刊本であるような巻もあり、このことは既に、小論に於て述べた。(1) 従って、金沢本本文を使用するに当っては、先ず当該巻の素姓について、充分吟味してかからなければならない。

わが国に於て、平安時代以来、白氏文集旧鈔本といえば、恐らく、将来本も多かったのであろう。当時の記録類に

徴しても、普通、七十巻本を指すことになっている。

但し、見在書目録の記載に従えば、第一次大集としての五十巻の白氏長慶集の将来も、無下に否定することはできず、その後、入唐僧恵蕚によって齎された六十七巻本についても、その巻数こそ明かではないが、少くとも、書写された若干の巻が将来されたことだけは、ほぼ確実といえよう。平安末期になれば、宋刊本の重鈔本も、恐らく、少々は流布するようになったであろう。

何れにせよ、七十巻といえば、当時大冊である。それが闕本もなく、総て揃った完本で存することは容易なことではない。闕巻を他の異種の本から補うことがあっても、止むを得ざることであった。

従って、当時の情況下にあっては、外形上は完本といっても、多かれ少なかれ、取合せ本である可能性について、常に留意することを要する。

曾て、金沢本は恵蕚の六十七巻本系統の旧鈔本であるとされたが、現に巻六十八が存することでもあり、取合せ本ではあるが、寧ろ、七十巻本諸巻がその主幹をなしているとみるべきであろう。

但し、中には、恵蕚本が取合せられていると思われる巻もあるので、その検討は当然なされねばならない。

その点に関し、筆者は金沢本全巻を仔細に調査した結果、次の識別方法を考えついた。

現存金沢本のうち、恵蕚が唐会昌四年南禅院で書写したことを示す本奥書が転記されているのは、次の巻に認められる。

(イ)巻十二・五十二・五十九（外に、平安鈔巻四十九）

(ロ)巻三十一・三十三・四十一

ここで、(イ)(ロ)二種に分けて挙げたのは、本奥書が転記されている個所、及び、その筆跡に関し、相違が認められる

からである。

いま、(イ)(ロ)について若干例示する（点線は本文を表わす）。

(イ)巻第四十九（平安鈔本）

（本文、終行）

……

会昌四年四月十九日写過神侯男等白舎

人院中設斎日僧二百人之勘了空無

申

文集巻第卌九

(〃)巻第十二（鎌倉鈔本）

（本文、終行）

……

会昌四年十四日 等写 恵白

文集巻第十二

(ロ)巻三十一（鎌倉鈔本）

（本文、終行）

……

文集巻第卅一

時会昌四年孟夏之月首夏上旬為書願達比国結当来縁雁門人議記之

寛喜三年……

貞永二年正月八日…

同二月廿六日……

嘉禎二年三月廿五日…
建長四年正月廿二日…

以上を比較すれば明かなるごとく、(イ)の例にあっては、本文が終り、すぐその次に、尾題を書く前に、恵蕚の本奥書が記入され、その筆致は、当然、本文・奥書・尾題まで、すべて一筆である。つまり、この奥書は初めから本文の中に書入れられていたことを示している。そして、このことは、巻五十二・五十九に於ても全く同様である。

尚、巻五十二・五十九の両巻本奥書には、前者には、その文に、菅家本との校注書入があり、後者には、本奥書そのものに「菅无」とある。こういう本奥書が他の鈔本にも書入されていることがあった事を示している。

次に(ロ)の三巻のうち、巻三十一・三十三の両巻は、共に、尾題の次の一行に、本文とは異筆で—これは明かに、校訂者豊原奉重の筆になる—小字双行で本奥書が書き加えられている。つまり、本文書写の後、校訂時に使用した鈔本(第三次校訂時ならん)から転記したものであろう。

巻四十一では、嘉禎三年十一月十日、吉田諫議桑門所持本を校訂に使用し、その事を記した奉重の書写奥書の次に、それに続けて、「本云」として、会昌の奥書が書入されているので、元来は吉田家本にあった奥書が転記されたことは明かである。

以上、(イ)(ロ)を比較検討の結果からすれば、(イ)の諸巻は、恵蕚書写本、或いはその重鈔本を底本にした本とみられる可能性があるのに対し、(ロ)の諸巻は、本文上、恵蕚本そのものとは無関係であり、後に、ただ奥書のみが転記されているに過ぎない。

つまり、金沢文庫旧蔵豊原奉重校訂本には、少くとも、(イ)の三巻の本文は、恵蕚本が取合せられていたと見做すことが可能であろう。

前述のごとく、白氏文集は五十巻本から七十五巻本に終るまで、本人の手により、五次に亘る増補が行われ、本文

からすれば、筆者は、既に、複数の定本の存在を認めることが妥当であろうとした。

ただ、定本が複数であろうといえるに止まり、五種の定本の本文に如何なる程度の異同が存するか、無論、いまは知る由もない。

いま、金沢本長恨歌本文を検討するに当り、その収められる巻十二が、恵蕚将来の六十七巻本であると見做し得ることは、校勘上、一つの参考にはなり得る。

このことを踏えて、以下、本文上、二つの問題点について述べる。

(1)本文の復元的検討

豊原奉重の金沢本長恨歌本文校訂の三次に亙る年次的実態を知るために、先ずはじめに、巻十二の奥書を挙げる。

寛喜三年三月三日書写了　唯寂房書写之　寂有

同月中旬校合移点了

右金吾校尉豊奉重

嘉禎二年三月十一日以唐本聊／比校之了

建長四年正月一日伝下貴所御本校合又畢

原本、「建長四年…」が第一行であるが、これは、「嘉禎二年…」の行で紙が終った為に過ぎない。いま、私に、歳次順に改めた。

本文書写者の手になる本文は、誤写、誤脱等が頗る多く、恐らく、奉重による寛喜三年の第一次校合時、及び、第二次の宋刊本による校合時に跨って、校合と同時に、訂正も多く行われたものと見做し得る。

第二次の校訂に使用された本は系統を異にする宋刊本であり、これが如何なる方針に従って校勘に使用されたかを

明かにすることは、当然、本文の改変にも係わり、極めて重要である。

つまり、旧鈔本である巻十二本文と、刊本との間にみられる尠からざる異同個所の校合の結果が、如何に本文上に表記され、処理されているかということである。

この点に関して、校訂者奉重の金沢本全巻についての基本方針は、宋刊本（校合注では「摺本」と称す）にみられる相違個所は、原則として校合注として行間に書入れられ、それに拠って、妄りに本文を改変しないことにしている。

但し、総てその原則通りというわけではなく、中には、重書して訂正されたり、或いは、本文が塗抹され、その上に、拠るべき本のに従って、新しい文字が書き加えられている個所が若干認められる。

その改変が、明かに、宋刊本に拠ってなされることもあり、根拠が必ずしも明かでない場合もある。

単なる誤写等の場合は除き、かかる、明瞭に本文間の異同に係わる場合は、この操作により、異系統の文字が混入されたわけであるので、当然、塗抹して改変された元の文字を明かにし、その文字についても、改めて、本文としての検討をする必要がある。

筆者は曾て、金沢本全巻についてこの検討作業を行い、若干の巻について、その結果を公表した。その際、抹消され、或いは重書訂正される前の、書写者により書写された直後の文字を、本文元字と称した。

いま、これと同じ方法により、長恨歌・長恨歌伝の本文を検討すれば、元本文の改変されたものとして、次の該当個所が認められる。

①東(伝)嚮闔・其門

本文元字、「闔」に解し得る。但し、校訂者奉重は「門」の中の部分に猶疑念を存したか、或いは、これを解し得なかったか、上欄に、読解過程の一態を疑問符をつけて記入し、更に、その左旁に、同時に摺本「闔」に作ると注し

た。結局、この摺本の文字に拠り、本文々字の「門」下のみを、それに改め、用済になった上欄注記を抹消している。

この文字、管見抄本・奥入所収本・斯道文庫本・予楽院墨跡本等の旧鈔本は「闔」に作り、宋刊本・那波本等大集刊本類、並に、文苑英華本は「闔」に作る。

尚、平岡武夫氏校定本は、金沢本を「闔」として処置してある。

②蛾(歌)嵋山上少行人

本文元字「上」に作り、それにミセケチを施し、右旁に「下」と書入れてある。更に、この注に従い、本文を「下」に校改した。

この左旁のミセケチも元字「上」と共に胡粉により塗抹されているが、仔細に検討した結果、元字と筆致、墨色ともに一致する。

旁記の校合注等書入れは、奉重筆によるものが大部を占め、その筆致も、奉重の場合は、殆んど判別し得る。しかるに、この右旁書入れの「下」は、必ずしも、奉重筆とは断じ難い。つまり、この書入れは、底本に既に書入れられており、元字「上」にミセケチを施した本文書写者により同時に書入られたものと見做すことも出来る。

但し、校注「下」の合点のみは、肉太で、注字とは別時、別筆であり、これは、恐らく奉重の筆と見做してよかろう。

とすれば、元字「上」は、その底本に於て、既に、訂正されていたことになり、それに合点を施し、更に、その注によって、元字を、改めて、「下」に訂正したのが校訂者奉重と推定し得る。

これが、元本文の拠る底本に於ける単なる誤写の訂正か、或いは、校改かの何れであるかは確認し得ない。

「上」に作るのは、管見抄本その他旧鈔本のすべてであり、刊本では、文苑英華本明刊本にのみ認められる。同明鈔本（拠宋本）では「下」に作る。

③宮葉満階紅不掃

旁点本文元字、「宮」に作る。校訂者奉重の筆にて、右旁に「落葉」と書入れ、更に、この注に拠り、「宮」を「落」に校改した。同時に下字「葉」も、「世」の部分を「云」に改めた。この旁注が何に拠ったかは明かでない。注に細筆合点が認められ、その上に、肉太筆のが再度加えられている。無論、本文校改後、注字も塗抹されている。

④廻頭下問人寰処

本文元字「問」に作る。校訂者の筆により、右旁に「望摺本」、左旁に「視レハ」と書入れ、更に、二つの校注のうち、左旁のを採り、これに拠って、元字を改め、後、その注をも塗抹している。左旁注が宋刊本からでない事はいえるが、何から採ったかは明かでない。

「問」に作る本文は、稀であり、ただ文苑英華本（鈔本・刊本とも）のみがこれに一致する。わが旧鈔本類「視」に作り、刊本類は「望」に作る。さすれば、左旁注「視」は、第三次校訂時に於て、別の鈔本に拠って書入したものかも知れない。

元本文の改変に迄及ぶ個所は、以上の四ヶ所である。

このうち、元本文を特徴づける意味で、特に③④の復元結果は注意を要する。

③の「宮葉」に関し、従来から、旧鈔本はすべて「落」に作り、刊本類は「宮」に作るものと見做されてきた。原金沢本を除き、管見では、後に挙げる旧鈔本八本はすべて「落」に作る。外に、他の個所で旧鈔本に一致することの多い文苑英華本・太平広記本や、明郭勛刊本や古文真宝朝鮮刊本等も、同じく、「落」に作る。

とすれば、この「宮」に作る旧鈔本の祖本としての唐鈔本は、中国の若干の刊本とも一致する本文をもつ鈔本とは、また別の本文であると考えられ、その「宮」が鈔本にではなく、寧ろ刊本に伝わったものと見做すことが出来よう。

若し金沢本巻十二が恵蕚本系の本文であるとすれば、或いは、この、管見抄本等、別の鈔本との異同に関して、この「宮」の方が、稍々遡った文字であると解することも出来るかも知れないが、これも断定し得るものではなかろう。

つまり、唐鈔本の段階で、既に、「宮」「落」に分化し、それが、夫々、わが旧鈔本、刊本に分れて現存しているといえる。

無論、わが旧鈔本と刊本との文字の異同が、総てこういう経過をもって生じたとはいえず、現在の旧鈔本・刊本にみられる多数の異同が固定する迄には、宋版本成立時に於ける校訂作業をはじめとして、当然、複雑な過程が辿られたに相違ない。

とはいえ、ここにみられる分化の例が示す如く、恐らく、既に唐代に於て白氏文集大集にも尠からざる異本を生じ、それが現存する鈔本、刊本に分れて受け継がれている。

従って、旧鈔本、刊本の異同は飽迄も相対的である場合が多く、旧鈔本の本文をもって、直ちに白氏原本に近づき得るものではない。

④の「問」は、これ迄、文苑英華本にのみ、孤立して、存した文字であったが、意外にも、それが、元金沢本に一致することが明かになった。

諸本の文字が「視」「望」と、何れも視覚に止まるのに対し、天上、地上の間をより近づけようとする「問」の語が、元金沢本に存することは、この本を勘える上で貴重である。

同時に、これにより、英華本の本文としての評価を一段と高め得ることはいう迄もない。この個所は、元金沢本巻十二が六十七巻本を承けていることを示す一端と見做すための資料にもなり得ようか。

次に、金沢本長恨歌本文の復元的考察に関連して、他の、校訂の手の加えられていない個所に於ても、本文を吟味することが必要である。

そこで、前に述べた、もう一本の旧鈔本大集本文である管見抄本と、宋刊本等若干の刊本をも交え、本文の校合を行う。繰返していう如く金沢本・管見抄本両本は、共に旧鈔本として極めて近い本であり、後に挙げるが、刊本と大きく相違するけれども、それでも、次の如き異同が認められる。(所引本文は金沢本)

①又命(伝)戴歩摇　金沢本校合注「瑤ィ」に作る。管見抄本・陽明文庫墨跡本、「瑤」に作る。

金沢本の校注は、第三次校訂に使用の旧鈔本(貴所御本)であろうから、既に、旧鈔本間に異同が認められる。

②当時敢亭言者　管見抄本「亦敢」に作る。旧鈔本類金沢本に同じ。刊本類「亦」一字無し。管見では「亦敢」に作る本、他に見当らず。

③自南宮遷于西宮内　金沢本「宮」の左旁ミセケチ「止」を施し、後、これを塗抹してある。つまり、「宮」は生きる。管見抄本、「宮」無し。

金沢本の如く「西宮内」三字に作る本は、他に認められず、宋本等刊本は「内」に作る。龍門文庫蔵清原宣賢自筆本の如く、「西内(宮ィ)」と注記する本があり、更に、慶長中古活字各本、寛永四年刊本、歌行詩諺解本等「宮」に作る本もあるので、金沢本では、恐らく、底本の時点に於て、校注「宮」一字の処理を誤り、行間にあるべきものが、本文に衍入したのではなかろうか。

とすれば、③は、元来、金沢本、管見抄本に異同はないことになる。但し、平岡氏校定本、金沢本の「西宮内」を

採る。

④洞天日暮　金沢本、右旁に「晩ィ」と注す。管見抄本以下、旧鈔本すべて「晩」に作る。宋刊本、那波本、太平広記本等「晩」に作る。大集の明銅活字蘭雪堂本・同明刊馬元調本・文苑英華本等「晩」に作る。金沢本の如く、「暮」に作るのは外に一本もみられない。

⑤言訖憫黙　管見抄本「然」に作る。旧鈔本では、外に奥入所引本同じ。刊本では、馬元調本・太平広記本同じ。又わが慶長中古活字本各本・寛永四年刊本・歌行詩諺解本同じ。

⑥太上皇亦不久人間　管見抄本、「亦」を「又」に誤る。

⑦元和元年冬十二月日　金沢本、右旁に「二ィ本」を、左旁に「二日摺本无」を、夫々補入す。管見抄本「日」無し。金沢本を除き、他に、「日」のある本を知らない。

⑧承歓(歌)侍寝無閑暇　管見抄本「容」に作る。文苑英華本同じ。

⑨金屋粧成嬌侍夜　金沢本左旁校注「待ィ」を施す。管見抄本「待」に作る。旧鈔本は、外に、正安本・正安写神田本・文和本・斯道文庫本「待」に作る。墨跡本の陽明文庫本及び松花堂昭乗書写本「侍」に作る。刊本類、総て「侍」に作る。旧鈔本と刊本とで相違し、旧鈔本の金沢本のみ刊本と一致する例である。

⑩夜雨聞猿腸断声　管見抄本「断腸」に作る。この外、わが旧鈔本、及び、慶長中古活字本、総て同じ。これも前項と同じく、金沢本、管見抄本の相違は、刊本・旧鈔本の異同を踏えている。

⑪九華帳裏夢中魂　金沢本、右旁校注「魂摺本」。管見抄本「魂」に作る。

旧鈔本中、正安本・正安写神田本・文和本及び予楽院墨跡本「中」に作り、斯道文庫本及び松花堂墨跡本「魂」に作る。刊本は、文苑英華本・慶長勅版本・五妃曲本「中」に作り、宋本等刊本はすべて「魂」に作る。

この異同も、既に唐鈔本に迄遡って存した異同と認められよう。

以上、十一ヶ所の異同のうち、③⑥の二ヶ所を除けば九ヶ所となり、更に、前項、復元個所にみられる異同③④の二ヶ所を合すれば、計十一ヶ所となる。両本間に、少なくとも、これだけの、系統に係わる程度の異同が認められるとすれば、質量とも、本文としては、これは無視し得ないものといえよう。

先に、金沢本巻十二が恵蓴書写六十七巻本の本文かとも述べたが、この、本文に関する異同個所の相違の性質は、そういう本文上に係わるものかも知れない。

(2)長恨歌の題の有無その他について

白氏文集刊本類所収の長恨歌伝・長恨歌を読んで、何時も奇妙に感じることは、諸本とも殆んど例外なく、先ず、はじめに、「長恨歌伝　前進士陳鴻撰」という題を附し、次で、伝本文があり、その尾の後、長恨歌本文が、改行するのみで、その題は無いままに直ちに接続していることである。これでは、伝、歌の二篇に、長恨歌伝という共通の一題がついていることになり、形式的には、歌も伝の一部であって、伝に続く歌の部分ということになってしまう。

ところが、大集から抄出されたとされる管見抄本も、全くこれと同様であって、さすれば、二篇の接続する仕方が、かかる不備のままの状態にあるのは、かなり古くからの事と見做さざるを得ない。ただ、蘭雪堂銅活字明正徳十年刊本のみは例外で、歌の前に、別に「長恨歌」なる題がつけられている。また『香山詩鈔』(楊芝田選光緒四十年序刊)の如く、伝・歌の前に「長恨歌附長恨歌伝　前進士陳鴻撰」という題をつける例もあり、歌に題をつけようとする意図は分るが、これでは、逆に、伝が稍〻軽視されることになる。

この二篇の接続の順序は、伝が先であって、歌がこれに続くというのが普通であるが、例外として、馬元調校刊本の如く、歌が先の本もある。この場合、歌本文の前に「長恨歌」と題があるのは、これも、歌に「長恨歌」という題をつけようとする意図の表われと解し得べく、題をつけざるを得なかったからであり、当然、校刊者馬氏による題三字の補訂とみるべきであろう。清汪立名の白香山詩集にも、略〻同様の取扱がみられる。

二篇の順序の変更は、伝、歌、という従来の結びつきに、新しい変化が生じたことを思わしめる。

宋紹興年間刊本も、伝、歌の順序であることは変らないが、一九七九年十月、中華書局より刊行された顧学頡校点による翻字本では、歌に対し、伝本文を二格下げにし、その尾の次に、長恨歌なる題を、〔　〕に入れて補い、

詩題原欠，拠馬本、《全唐詩》補。

と校記を附している。この題にある前の伝の文を二格下げたとすれば、歌の題がなくては奇妙であり、止むを得ず、これをつけ加えたのであろう。無論、紹興本にはこの題は無い。

白氏が伝を集中に収めた趣旨からすれば、伝本文を二格下げる必要はなかろうし、馬本に題があるのは、前述の如く、伝、歌の前後の順序が逆になっているので、この本に題のあることは、根拠とはなし難いであろう。

わが旧鈔本のうち、歌の前に題のついている本が二種あって、その一本は、金沢本であり、もう一本は、斯道文庫蔵室町鈔本である。但し、後者は、「長恨歌一首」とある（伝の題は「長恨歌伝」とある）。

以下、金沢本の題について述べる。

金沢本の伝、歌の題の個所は次の通りである。

長恨歌 摺本疏也 前進士陳鴻撰

（伝本文）

……

……

摺本无之又諸本闕無之
長恨歌
（歌本文）

……

（註）本文は校訂者とは別人により書写。小字行間注は、すべて校訂者豊原奉重筆。

先ず、小字注文をみれば、伝の題に施された「摺本疏也」の疏を「大」の意に解すれば、刊本では、「前進士…」以下の六字が、題と同大であるということであり、現存の南宋紹興刊本も、これと一致する。

次に、歌前の題に施された注文では、この題が摺本に無いと注する。前述の如く、これも宋紹興刊本ほかと一致する。又これに続けて「諸本闕無之」と述べたのは、校訂者にとっても、歌の前に題がある本は稀であったからに違いない。

伝の前の題につき、更に、注意すべきは、これが歌の題と全く同じく「長恨歌」の三字になっていることであり、他本の総てが「長恨歌伝」と「伝」を附して四字であるのと異っている点である。管見では、かかる例を外には知らない。

この点に関し、平岡氏校定本には、「本歌前又題長恨歌三字、此当有伝字」とあって、「伝」一字の誤脱と見做されるようである。校定本の如くに解することは一応自然のことであり、これにより、伝、歌の前に、夫々、「長恨歌伝」「長恨歌」という題があることになり、前に述べた形式上の不備は、一応これで解消されたことになる。

但し、筆者にとっては、猶若干問題が残るので、ここに、「伝」がなく、「長恨歌」という三字の題があることの妥当性について、少しく吟味したい。

成程、長恨歌伝と同歌とでは、前者が文、後者が歌である如く、表現形式及び内容ともに異なり、歌に「長恨歌」という題がつき、更に、伝に迄も、同じく、「長恨歌」という題がつけられることは、形式的にはあり得ないことであるかも知れない。

然しながら、しかく、形式論的に考える必要はあるまい。何故ならば、形式からいえば、本来、先ず歌に白氏の自序がないこと自体からして問題となるべきである。

筆者は、この形式的には何か整わない金沢本の書式そのものに、問題解決の緒口があるように考える。

伝の本文をみれば、

今但伝長恨歌云尓

とのみあり、この点は、諸本すべて一致し、ただ、『太平広記』の伝の文のみ異文で、

前秀才陳鴻作伝、冠於歌之前、目為長恨歌伝

とある。二文に若干の距りがあり、後に触れるが、広記の方が、異文として、少し時代が下った表現であるかにみえる。

つまり、広記以外の文では、「長恨歌伝」という、固有名詞としての題名がまだ何処にもみえないという点は注意すべきであろう。

しかも、この場合、問題は陳鴻の側にあるのではなく、この文を文集の中に採用した白氏の側にあろう。

ここで再度、即物的に、金沢本原本について、伝文の前の題に注意を向ける。

題の個所は、一行のうち、纔かな字数であるに過ぎず、従って、そこに若し異同があれば、本文の中に於ける場合よりも、当然、目に著き易く、異同検索の網の眼を漏れることはそれだけ少ないとみられる。

いま、この個所に限っていえば、本文書写者が最初に題を書き入れ、その後、校訂者による校訂の眼が、少くとも三度この個所を通過したのであり、うち一度は、比較的見易い刊本が校合に使用されている。それでも猶、一字の「伝」が、よしんばそれが誤脱にせよ、看過されたとは、やや考え難くはなかろうか。

しかも、校訂者奉重の注意は、文字の大小のためとはいえ、一度は、この題に集中し、異同を見出して、校記がこの個所で書入れられているのである。

若しこのような目に著き易い個所で、「伝」一字の有無につき、異同が見逃されたとすれば、奉重の金沢本校訂作業全体の評価にも係わってくるといえよう。

但し、若し見逃しが無かったとすれば、校訂者使用の旧鈔本及び刊本各一本も、共に、伝の題が「長恨歌」であったという可能性も生ずることになる。

以上のことを踏えて、この「長恨歌」という題に関し、筆者は次の三点を指摘する。

その一は、同じ旧鈔本の金沢本と管見抄本とで、「伝」の有無に関し相違することになるが、前に挙げた両者の校比の結果からすれば、この程度の異同は他にも多くの例をみたので驚くには当らない。

その二は、曾て筆者は、「白氏文集」と「文集」という書名の相違の問題に関し、わが旧鈔本が、文集の草稿の段階に近い状態の本であるということから、草稿本では「白氏」をつける必要がないとして、その事を論じた。

旧鈔本が、その時点の旧態を猶留めているとすれば、伝本文を文集中に収録するに当って、未だ正式の題名がないままに、仮の題名として、これも同じく「長恨歌」とつけ、側注とした「前進士陳鴻撰」によって歌と区別したということも推測される。

伝の文からすれば、友人三人が会合し、その席の約に従って、白氏によって歌が撰せられ、それを見て、陳鴻が文

を作ったのは、その後それ程距っているとは思われない。

それは、歌に白氏の筆になる序文のないことによっても知られる。若し伝が歌の前に冠せられないとすれば、当然、序がなければならないからである（序については、更に後述する）。

『太平広記』所収の伝文をみれば、前に引いた如く、文中には「長恨歌伝」とあるのに、題名は「長恨伝」となっている。

周知の如く、陳鴻のこの伝は伝奇の盛行により一層愛好される。但し、伝奇の題名としては、何々伝というとき、上に主人公等の人名がくるのを例とし、それは、李紳の「鶯鶯歌」に対する、元稹の「鶯鶯伝」の如くである。「長恨歌」のごとく、歌の題名がくることはないので、何時か「長恨伝」と改められたのであろう。その題が広記編者によってつけられたか、当時、既にそう題する伝が流布していたかは明でない。何れにせよ、それは、伝奇の世界に相応しい題名といえる。

とすれば、若し陳鴻が「長恨歌伝」とつけたとして、その「伝」は「長恨伝」という場合の「伝」とは、ニュアンスが異なり、元来、伝奇的意味合いをもつものではないものと解せられよう。『文苑英華』巻七九四伝に長恨歌伝は収録され、鶯鶯伝は無いのは、編者の正統的立場と、長恨歌伝に対する当時のこの篇に対する受け取り方が端的に示されているといえよう。

伝の文中にある「伝長恨歌」といい、題名の「伝」にせよ、その意味は、既に『歌行詩諺解』（貞享元年刊）にも引かれる、漢書楚元王伝第六の「詩伝」に注する、顔師古の、

凡言伝者、謂為之解説、若今詩毛詩伝也

は参考になろう。漢書は、当時の文人に広く読まれている。

但し、この場合、他人が名づけて、「長恨歌伝」というとき、その「伝」のつけられようとする歌の作者白氏自身にとって、この「伝」の一字は、毛詩伝の例などの如く、決して、軽いものではなく、従って、自然に、喜んで受け容れられるものでもなくはないか。

一篇の題名が未だ固定する以前に於て、「伝」に対する、これを受ける側の白氏の一種のたゆたいの気持を推測する余地は残されていよう。

歌のロマン的内容に対し、伝文中に、

意者、不二但感二其事一。亦欲下懲二尤物一、窒二乱階一、垂中於将来上也。

とある個所を、白氏の意図に反する如くみなす見解があるが、この篇の文集への収録は、元来、元白両氏の自由裁量によるものであって、自作でもなく、しかも、意に反するような作品を無理に収録する筈はなかろう。伝文にみえる見解は、恐らく、仙遊寺での参会者共通の理解の結果であろう。

これは、稿を改めたいが、新楽府諸篇にみられる美的物語的展開と、その中への諷諭詞の調和的挿入は、白氏ならではの、謂わば、至芸ではあるが、それだけに一歩誤れば、諷諭詩としては、忽ち、失敗作にもなり兼ねない。それは、一面からすれば、一人に於ける詩人と政治家との内的葛藤でもあった。

歌の初の部分には、諷諭的言辞が散見するが、詩人としての感興は、次第に昂揚し、遂にあのような美的結末に終った。あの場合、あれ以上、一句を挾む余地もない。

白氏自身、歌をどう評価したかは、無論、明かではないが、その白氏が、陳鴻の伝を更に収録し、そのためであろう、自序すら附していないのである。とすれば、白氏にとって、歌と共に伝は、単なる史的解説にとどまらず、己が主張を示すもう一面の表現でもあって、寧ろ、切離すことは出来なかったのではなかろうか。歌が巻十二感傷に収め

られているからとて、伝の趣旨と反するとみる必要はない。

長恨歌を更に短篇にし、内容が類似した新楽府の一篇「李夫人」（巻四）では、武帝の綿々の情を述べつつも「人非木石皆有情、不如不遇傾城色」を尾に据えて、その意のあるところを示した。これは、長恨歌のすぐ後の作であることも注意する必要があろう。

その意味で、鈴木虎雄博士が、白氏に、長恨歌に諷諫の意を含ませようとしたことの意図の有無に関して、「有りとするも失敗せしものなり」（『白楽天詩解』）とされたのは、示唆に富む言葉といえよう。

陳寅恪は、先の「鶯鶯歌」「鶯鶯伝」を長恨歌、長恨歌伝の関係に対する先例として、これを論じているが、その成立の前後関係は、しかく明かではない。また、伝奇文の展開はこれ以後のことであり、この伝、歌を、直ちに後の伝奇の類に含めて論ずることは適当ではあるまい。

古くは胡適にはじまり、いま、また陳寅恪ほか多くの研究者によって、白氏と伝奇、或は変文との関連が説かれ、それによって白氏の新しい一面が開拓されつつある。

時代の趣向もあり、長恨歌や新楽府には、確かにそういう面の素材が自在に駆使されているのは認められるが、それが白氏の本筋であるか否か、更に、検討を要しよう。

その三は、金沢本の如く、伝、歌の題が、二ヶ所同じであることが、やがて、次の段階に於て、そのうちの後の方、つまり、歌の題が何時しか脱落する結果になったのではないかということである。

白氏の文集編纂の時点でも、また、後に、伝奇として喜ばれた頃でも、意味するところは少しく異るかも知れないが、伝と歌とは密接な関係にあった。さりとて、原本成立のとき、白氏の手により、歌の題まで除くことはあるまい。白氏にとっては、飽迄も、長恨歌が主体であった。

歌を伝の一部と見做し、伝の文に、直接続くものとして、歌の題が無いことを当然と見做すとすれば、それは伝奇的偏見の謗を免れないであろう。

とすれば、金沢本にみる如く、伝、歌に同一題が並記されていたという形式が、後の、歌の題の脱落を誘発し易いことは明かであり、何時か、前の伝の題が「長恨歌伝」となって、現在通行の形に固定したものと推定される。

以上、伝、歌に共に「長恨歌」という題のある金沢本の場合を検討した。歌の前に長文の伝を冠した為に、自序もなく、さりとて、歌の前に全く題のないことは避けて、伝と同題をもう一つつけてあるという、形式的には頗る整わざる金沢本は、その整わざる故に、白氏原本（六十七巻か）の旧態を留めるものと、筆者は推定する。

最後に金沢文庫本長恨歌伝・長恨歌の影印について述べる。

前述、本文の復元の項で既に触れた如く、既存金沢文庫本鎌倉鈔本全巻に亘り、書写直後の原本文に、校訂者豊原奉重は詳密な校訂作業の筆を加えた。

単に加筆して用が足りる場合は加筆に止めるが、それでも「不」が「未」に改められている様な場合、これは直接、本文の異同にも係わり、どこ迄が後の加筆個所かを、曖昧にして見逃すことは許されない。かかる個所を、原本によらず、写真のみによって識別することは、必ずしも容易ではない。

また、誤写の文字を、校合に使用した宋刊本等に拠って訂正する場合、誤字を胡粉にて塗抹し、その上に、訂正文字を墨書することが屢々みられるが、その多くは、既に、胡粉が剝落し、それに随って、その上に後に書入れられた墨も共に失われているので、残った墨跡のみから文字を復元的に判別することも、時間と忍耐とを要する。

まして、同様の場合で、既に述べた通り、本文上、異った元文字が塗抹されているのを再生せしめるには、勘をも働かせねばならず、更に、本文の異同に関し、多くの資料を照合する便宜も必要である。金沢本長恨歌のうち、「落

葉」の下に「宮葉」があったり、「下視」の下に「下問」がある個所などは、筆者も、実は、かなりこの作業に慣れて後に漸く確認することが出来た。

と同時に、特殊撮影による原寸大の写真の存在が、その偉力を遺憾なく発揮した。

これらの操作は、本文のみに止まらず、旁注、行間の仮名、句読点、ヲコト点等に迄及んでいる。

二種の点本が使用され、句読点の打ち方が基本的に異るので、恐らく後の方に従って、初めに施された多くの句読点が塗抹されたのであろう。

本文々字を塗抹するような場合は、除去を完全にするため、入念に濃厚にするため、胡粉の剝落は、それでも一部分に止まる場合が多い。

旁注、句読点、ヲコト点等の塗抹の胡粉は薄手であるので、大部分、粉が完全に剝落している。その場合、該個所が塗抹されたか否かは、胡粉液に含まれる水分によって、曾て、料紙に濡れた跡があるか否かによってのみ判定を下す外はない。ところが、料紙の表面には予想外に種々のしみがあって、些細なことではあるが、それとの識別に苦しむ事が屢々ある。

従って、かかる校訂本を正確に再現するのは、無論、写真図版のみでは無理であるので〔天理図書館善本叢書（漢籍之部）所収白氏文集金沢本巻三十三を参照せられよ〕、始めての試みとして、長恨歌伝・長恨歌二篇に限るが、これを摸写し、問題の存する個所は、すべて、注記することにした。朱墨を区別して出すことが望ましいが、今回は単色とした。但し、句読点、ヲコト点等は、注記に拠らずとも、認め得るよう、特に「の」は旁記し、場合によっては、位置を少々ずらせたりして記したこともある。これによって、原本に一歩近づくことが出来れば幸である。

註 (1) 拙稿「白氏文集金沢文庫本の復元について—巻三十三を中心にして—」（「斯道文庫論集」第十一輯・昭和四十九年刊）

三(1)

前項で述べた金沢文庫本長恨歌伝・長恨歌と共に、もう一本、同じく大集に収められた旧鈔本本文として、旧態を存し、信頼し得る本が管見抄本永仁三年（一二九五）鈔本である。

この本については、既に述べたが、[1] 当時の鎌倉に於て、幕閣の一員でもある編者が、康元元年（一二五六）から三年を費して、七十巻全巻から、詩文を抄出したものである。

金沢本との異同個所は前項で挙げたが、それはごく纔かで、寧ろ、その程度の異同はあって然るべきであろう。両本は基本的には系統を同じくし、唐鈔本を承ける大集旧鈔本として、本文上、極めて近い。

かかる大集旧鈔本が二本存し、その本文が概ね一致することは、長恨歌伝・長恨歌旧鈔本本文の客観的価値を高めるのに役立つ意味で慶ぶべきであろう。

管見抄本の全巻に亘る本文校訂作業は、金沢本ほど複雑な形で行われてはいない。所収の長恨歌伝・長恨歌を含めて、これ迄に未だ影印本もなく（両面書のため、裏の墨が滲んで影印するには難がある）、その翻字も行われていないので、金沢本と同様、二篇の摸写を用意したが、紙数の関係で割愛せざるを得なくなった。

以下、長恨歌伝・長恨歌諸本について、その本文を検討する。それら諸本の中には、旧鈔本、刊本で単行の形態のものも尠からず、その本文を仔細に検討すれば、鈔本、刊本の文字が混入しているものも多いので、ここで、はじめに、旧鈔本・刊本本文の基本異同表を作ることにする。

それは、一部本文校勘表にも似るが、旧鈔本、刊本の本文の相違点を明かにすることを主眼にし、総ての異同に及ぶわけではないので、校勘表とは類を異にする。

この表に照すとき、諸本のいわば長恨歌伝・長恨歌本文としての座標が示されることになる。

作製に当っての基本原則は、白氏自身が定本として挙げたのは大集であるので、旧鈔本、刊本とも、各々大集所収の本文を基本資料とする。

旧鈔本には二本の外に、室町鈔を下限とする鈔本数本を加えるが、何れも大集から抽出されたものとは断じ難いので、飽迄も参考資料たるに止める。

外に、これはごく一部の抄出に過ぎないが、明かに大集からの抽出であるので、白氏要文抄本、及び、奥入所引本二本をも加えた。

刊本については、宋・明刊本のうち、大集諸本のみを採った。その外、総集に入る文苑英華、太平広記所収本を参考資料として入れた。所収の両本文とも、大集から単純に抽出された本文ではない。これは、原則からは外れるが、後にこの二本の本文について検討するときの便宜のために外ならない。

旧鈔本の中では金沢本を中心に置き、刊本では、宋本を中心に据えて、原則として、両本で異同の明瞭に示される個所（文字）を、伝、歌を通して、七十八ヶ所抽出し、通し番号を施した。

鈔本、刊本の異同を夫々(a)(b)に区分した。抽出した句の中に二ヶ所異同の含まれる場合は、後の方を(c)(d)で示したが、もとより便宜上の処置に過ぎず、無論、(a)(b)と同じである。

(a)(b)（(c)(d)）に区分したのは、鈔本、刊本により、意味に相違がある場合、ある文字の有無、上下順序の顚倒等のある場合の外、「寓」「宇」、「悅」「恍」等、単なる字体上相違の場合も採ることが尠くない。それは、旧鈔本と刊本との比較に際しては、字体の相違がそのまま系統判別に連ることが尠くないからである。本文に関する限り、本来、本質的問題ではないが、無視することが出来ないので採ることにした。恐らく、刊本成立時に改められた文字が多く

含まれるであろうから、刊本としての特徴は、それによって示されることが多い。

(a)(b)は系統上の問題に係わるだけで、評価とは無関係である。従って、金沢本その他の旧鈔本で、恐らく、「詰」を「誥」を誤写してあるような場合でも、「誥」は(a)であって、(b)ではない。

(a)(b)の何れにも一致しないが、その何れかに近い文字の場合は、(a)′(b)′等によって区分した。但し、例えば㉔の如く、多くに分化した場合、夫々が何れに属するか、必ずしも明かでない例も若干存する。

また、④の(a)(a)′の如く、旧鈔本と刊本とが一致し、ただ、参考資料として採上げた旧鈔本数本のみが相違するような場合は、(a)(b)の異同とは見做し難いので、元来、項目として採るべきではない。ただ、参考資料の旧鈔本の位置を示すため、ここに採り、(a)(a)′(b)の(a)(a)′との関係とは若干相違するかも知れないが、仮に、(a)(a)′で示し、この場合のみ、(b)に該当する例はないままにした。

稀に、そういう旧鈔本の中に、管見抄本が含まれることもあり、これも、同様に示した。

かかる(a)(a)′の個所は、同じく㊼の(a)′「露」の例などをも勘案すれば、唐代に分化した文字のうち、一方が、わが旧鈔本の一部及び刊本（のすべて）に伝わり、他方が、旧鈔本の一部のみに伝わった例も含まれるかも知れない。

全体に亘って、(a)(b)の区分を適用し終えて、気付いたことは、先ず、(a)(b)の区分、つまり、旧鈔本と刊本との異同が明瞭な形で並んだことである。これは系統の相違として、動かすことの出来ない、具体的な事実である。

と同時に、もう一つ、原金沢本が「宮葉」に作り、「落葉」に改変されている個所で、既に述べた如く、唐代で既に分化した文字の一方が、そのまま宋刊本にも受け継がれ、具体的には、金沢本と宋本とで一致する個所が予想以上に多くみられたことである。

この外、この異同表には出ない文字として、これは元来、誤写に拠るものも含まれようが、諸本には、夫々、一

本、或いは数本にのみ共通する文字が、何れの本にも多少は認められる。後に述べるが、単行で広く流布した本には、流布範囲の広さ、時間の長さに比例して、その種の文字が、当然、多く含まれている。

次の異同表に照して、夫々の本の保有する(a)(b)の数を計算し、いま述べたその本に固有の文字を仮にXで表してその数を出せば、その各々の本の来歴の一端が数値によって示されることになろう。無論、飽迄も概数には過ぎないが、ある本の本文に関する一つの目安にはなり得るであろう。

註 (1)「内閣文庫所蔵管見抄と「越抄」について」(「金沢文庫研究」一九九・昭和四十七年刊)
「内閣文庫蔵管見抄について」(「斯道文庫論集第九輯・昭和四十六年刊)

抽出句の底本として、大東急記念文庫蔵白氏文集巻十二寛喜三年写金沢文庫旧蔵本を使用

この表に使用する諸本及びその簡称は次の通りである。

(管見抄本)…国立公文書館内閣文庫蔵管見抄永仁三年(一二九五)写本所収
(正安本)…正宗文庫旧蔵長恨歌伝・長恨歌一巻正安二年(一三〇〇)写文永五年元奥書本
(神田氏正安本)…神田喜一郎氏蔵長恨歌(長恨歌伝佚)一巻三条西公正氏旧蔵正安二年写本
(文和本)…某氏蔵長恨歌伝・長恨歌一巻文和元年(一三五二)写本
(斯道文庫本)…慶應義塾大学斯道文庫蔵長恨歌伝・長恨歌一巻室町写本
(陽明墨跡本)…陽明文庫蔵長恨歌伝・長恨歌墨跡二巻〔江戸初〕写本
(奥入本)…大橋寛治氏蔵奥入藤原定家自筆本所収
(要文抄本)…東大寺図書館蔵白氏文集要文抄建長元年(一二四九)〜同四年釈宗性自筆本所収

（宋本）…北京図書館蔵白氏長慶集七十一巻宋紹興年間（一一三一～六二）刊本所収
（麗本）…慶應義塾大学斯道文庫蔵香山集七十一巻朝鮮刊本
（那波本）…白氏長慶集七十一巻元和四年（一六一八）那波道円活字印本
（蘭雪堂本）…台湾国立中央図書館蔵白氏文集七十一巻明正徳十年（一五一五）錫山蘭雪堂華堅允剛銅活字印本
（馬本）…白氏長慶集七十一巻明万暦三十四年（一六〇六）馬元調校刊本
（伍本）…宮内庁書陵部蔵白氏文集七十一巻明嘉靖十七年（一五三八）伍忠光校刊本
（郭本）…東京都中央図書館蔵白楽天詩集四十巻明正徳十二年（一五一七）郭勛刊本
（汪本）…白香山詩長慶集二十巻清汪立名康熙四十二年（一七〇三）古歙汪氏一隅草堂刊本
（英華本）…静嘉堂文庫蔵明鈔本
（英華本刊本）…文苑英華一千巻宋太平興国七年（九八二）李昉等奉勅撰明隆慶元年（一五六七）胡維新等刊本所収
（広記本）…太平広記五百巻宋太平興国三年（九七八）宋李昉等奉勅撰明嘉靖四十五年淡愷校刊本（参照、一九五七年北京人民出版社刊行本）

基本異同表

（長恨歌伝）伝、歌とも底本は金沢文庫本を使用

①長恨歌前進士陳鴻撰

(a)〔題、長恨歌下伝ナシ〕（金沢本以外ハ無シ）

(b)〔同、伝アリ〕管見抄本・正安本・文和本・斯道文庫本・陽明墨跡本

宋本・那波本・蘭雪堂本・馬本・郭本・伍忠光本・汪本・英華本

(b)′〔長恨伝〕広記本

(c)〔旁点字、小字側注〕管見抄本・正安本・斯道文庫本
馬本・広記本（但、陳鴻譔）

(d)〔旁点字、題ト同大〕文和本
宋本・那波本・蘭雪堂本・郭本・伍忠光本・英華本（但、陳鴻ノミ）

②勸・于旰食宵衣

(a)〔・〕管見抄本・正安本・文和本・斯道文庫本・陽明墨跡本
英華本・広記本

(b)〔倦〕宋本・那波本・蘭雪堂本・馬本・郭本・伍忠光本・汪本
金沢本校注

③稍・深居遊宴

(a)〔・〕管見抄本・正安本・文和本・斯道文庫本・陽明墨跡本
英華本・広記本

(a)′〔相〕金沢本校注摺本

(b)〔稍ナシ〕宋本・那波本・蘭雪堂本・馬本・郭本・伍忠光本・汪本

④宮中雖。良家子千万・数

(a)〔雖下有ナシ〕管見抄本（校注「有ィ」）

宋本・那波本・蘭雪堂本・馬本・郭本・伍忠光本・汪本・英華本・広記本

(a)′〔雖下有アリ〕正安本・文和本・斯道文庫本・陽明墨跡本

(c)〔・〕管見抄本・正安本・文和本・斯道文庫本・陽明墨跡本

広記本

(d)〔万ナシ〕宋本・金沢本校注摺本・那波本・蘭雪堂本・馬本・郭本・伍忠光本・汪本・英華本

⑤ 焜・燿景從

(a)〔・〕管見抄本・正安本・文和本・斯道文庫本・陽明墨跡本

広記本

(b)〔熠〕宋本・那波本・蘭雪堂本・馬本・郭本・伍忠光本・汪本・英華本

⑥ 怳△若有遇・顧・

(a)〔△〕管見抄本・正安本・文和本・斯道文庫本・陽明墨跡本

(a)′〔恍〕広記本

(b)〔怳ナシ〕宋本・那波本・蘭雪堂本・馬本・郭本・伍忠光本・汪本・英華本

(c)〔。・〕管見抄本・正安本・文和本・斯道文庫本・陽明墨跡本

英華本・広記本

(d)〔・。〕宋本・那波本・蘭雪堂本・馬本・郭本・伍忠光本・汪本

⑦ 鬢・髮膩理

(a)〔・〕管見抄本

宋本・那波本・蘭雪堂本・馬本・郭本・伍忠光本・汪本

(b)′〔鬢〕正安本・文和本・斯道文庫本・陽明墨跡本

広記本

(b)″〔鬚〕英華本

⑧詔賜澡・瑩

(a)〔・〕管見抄本・正安本・文和本・斯道文庫本・陽明墨跡本

馬本・伍忠光本・汪本・広記本

(b)〔藻〕宋本・那波本・蘭雪堂本・郭本・英華本

⑨奏霓裳羽衣

(a)〔衣下曲ナシ〕管見抄本・文和本・斯道文庫本・陽明墨跡本

広記本

(b)〔衣下曲アリ〕正安本

宋本・金沢本校注摺本・那波本・蘭雪堂本・馬本・郭本・伍忠光本・汪本・英華本

⑩又命戴歩・揺

(a)〔・〕正安本・文和本・斯道文庫本

宋本・那波本・蘭雪堂本・馬本・郭本・伍忠光本・汪本・英華本・広記本

(a)′〔瑤〕金沢本校注イ本・管見抄本・陽明墨跡本

⑪與上行同・輦・止同室

(a)〔・・・〕管見抄本・正安本・文和本・斯道文庫本・陽明墨跡本
英華本・広記本
(b)〔三字ナシ〕宋本・那波本・蘭雪堂本・馬本・郭本・伍忠光本・汪本

⑫八十一御妻
(a)〔一下、女ナシ〕管見抄本
宋本・那波本・蘭雪堂本・馬本・郭本・伍忠光本・汪本・英華本・広記本
(a)′〔一下、女アリ〕正安本・文和本・斯道文庫本（補入）・陽明墨跡本

⑬非徒殊艶尤態独能致是
(a)〔・・〕管見抄本・正安本・文和本・斯道文庫本・陽明墨跡本
広記本
(b)〔独能ナシ〕宋本・金沢本校注摺本・那波本・蘭雪堂本・馬本・郭本・伍忠光本・汪本・英華本

⑭善巧嫺佞
(a)〔・〕管見抄本・正安本・文和本・斯道文庫本・陽明墨跡本
(b)〔便〕宋本・那波本・蘭雪堂本・馬本・郭本・伍忠光本・汪本・英華本・広記本

⑮皆列在清貫
(a)〔・〕管見抄本・正安本・文和本・斯道文庫本・陽明墨跡本
宋本・那波本・蘭雪堂本・汪本
(b)〔貴〕麗本・馬本・郭本・伍忠光本・英華本（刊本作位）・広記本

⑯不問名・姓・京師長吏

(a)〔・・〕管見抄本・正安本・文和本・斯道文庫本・陽明墨跡本

(b)〔名姓ナシ〕宋本・那波本・蘭雪堂本・馬本・郭本・伍忠光本・汪本・英華本・広記本

⑰為之・側目

(a)〔・〕管見抄本・正安本・文和本・斯道文庫本・陽明墨跡本

英華本・広記本

(b)〔之ナシ〕宋本・那波本・蘭雪堂本・馬本・郭本・伍忠光本・汪本

⑱生男・勿喜歓

(a)〔・〕管見抄本・正安本・文和本・斯道文庫本・陽明墨跡本

馬本・伍忠光本・汪本・英華本・広記本

(b)〔児〕宋本・金沢本校注摺本・那波本・蘭雪堂本・郭本

⑲君・看女却門。楣△

(a)〔・〕管見抄本・正安本・文和本・斯道文庫本・陽明墨跡本

広記本

(b)〔君ナシ〕宋本・那波本・蘭雪堂本・郭本・伍忠光本・汪本・英華本

(c)〔門下、上ナシ〕管見抄本・正安本・文和本・斯道文庫本・陽明墨跡本

広記本

(d)〔門下、上アリ〕宋本・那波本・蘭雪堂本・馬本・郭本・伍忠光本・汪本・英華本

⑳其天下心羨慕如此

(a)〔・・〕管見抄本・正安本・文和本・斯道文庫本・陽明墨跡本

(b)〔天下→人〕宋本・那波本・蘭雪堂本・馬本・郭本・伍忠光本・汪本・英華本

(b)′〔為人〕広記本

㉑当時敢亦言者

(a)〔・・〕正安本・文和本・斯道文庫本・陽明墨跡本

(a)′〔・・〕管見抄本

(b)〔・亦ナシ〕宋本・那波本・蘭雪堂本・馬本・郭本・伍忠光本・汪本・英華本・広記本

㉒請以貴妃塞天下之怒

(a)〔・〕管見抄本・正安本・文和本・斯道文庫本・陽明墨跡本

広記本

(b)〔之ナシ〕宋本・那波本・蘭雪堂本・馬本・郭本・伍忠光本・汪本・英華本

㉓自南宮遷于西宮内（西下、「宮」諸本皆無シ）

(a)〔・・・〕管見抄本・正安本・文和本・斯道文庫本・陽明墨跡本

英華本・広記本

(b)〔自南宮ナシ〕宋本・那波本・蘭雪堂本・馬本・郭本・伍忠光本・汪本

㉔知皇心念楊妃如是

(a)〔皇上、上ナシ〕管見抄本・正安本・文和本・斯道文庫本・陽明墨跡本

(b)〔皇上、上アリ〕宋本・那波本・蘭雪堂本・郭本・汪本・英華本

(b)′〔知上意心〕馬本・伍忠光本

(b)″〔知上心念〕広記本

㉕没地府以求之又不見

(a)〔・〕管見抄本・奥入本・正安本・文和本・斯道文庫本・陽明墨跡本

広記本

(b)〔又ナシ〕宋本・那波本・蘭雪堂本・馬本・郭本・伍忠光本・汪本・英華本

㉖東極絶天海

(a)〔・。。〕管見抄本・奥入本・正安本・文和本・斯道文庫本・陽明墨跡本

(a)′〔・天涯〕広記本

(b)〔。。〕宋本・那波本・蘭雪堂本・馬本・郭本・伍忠光本・汪本・英華本

㉗上多楼闕

(a)〔・〕管見抄本・正安本・斯道文庫本

宋本・那波本・蘭雪堂本・馬本・郭本・伍忠光本・汪本・英華本

(a)′〔閣〕奥入本・文和本・陽明墨跡本

広記本

㉘東嚮闔其門（原金沢本作「闔」、宋刊本ニヨリ「闕」ニ改ム、今、旧ニ復ス）

(a)〔・〕管見抄本・奥入本・正安本・文和本・斯道文庫本・陽明墨跡本

宋本・那波本・郭本・英華本

(b)〔向〕蘭雪堂本・馬本・伍忠光本・汪本・広記本

(c)〔△〕管見抄本・奥入本・斯道文庫本・陽明墨跡本

(c)′〔闕〕広記本

(d)〔闖〕宋本・那波本・蘭雪堂本・馬本・郭本・伍忠光本・汪本・英華本

(d)′〔閂〕正安本

(d)″〔閟〕文和本

㉙有雙鬟童女

(a)〔・〕管見抄本・奥入本・正安本・文和本・斯道文庫（但シ、誤写）・陽明墨跡本

英華本・広記本

(b)〔鬟ナシ〕宋本・那波本・蘭雪堂本・馬本・郭本・伍忠光本・汪本

㉚誥・其所従来△（「誥」、「詰」ノ誤写ナルベシ）

(a)〔・〕管見抄本・正安本・文和本・斯道文庫本・陽明墨跡本

(b)〔詰〕宋本・那波本・蘭雪堂本・馬本・郭本・伍忠光本・汪本・英華本・広記本

(c)〔△〕管見抄本・正安本・文和本・斯道文庫本・陽明墨跡本

広記本

(d)〔来ナシ〕宋本・那波本・蘭雪堂本・馬本・郭本・伍忠光本・汪本・英華本

㉛旦・日・王妃出（「且日」ノ誤写ナルベシ）

(a)〔・・〕斯道文庫本・陽明墨跡本

(b)〔且日〕管見抄本・正安本・文和本

宋本・那波本・蘭雪堂本・馬本・郭本・伍忠光本・汪本・英華本・広記本

㉜被・紫綃

(a)〔・〕管見抄本・正安本・文和本・斯道文庫本・陽明墨跡本

(b)〔披〕宋本・那波本・蘭雪堂本・馬本・郭本・伍忠光本・汪本・英華本・広記本

㉝言訖・憫・黙。

(a)〔・。〕正安本・文和本・斯道文庫本・陽明墨跡本

宋本・蘭雪堂本・郭本・汪本・英華本

(a)′〔憫。〕那波本

(b)〔・然〕管見抄本・奥入本

馬本・伍忠光本・広記本

㉞指碧衣女・取金釵鈿合

(a)〔・〕管見抄本・奥入本・正安本・文和本・斯道文庫本・陽明墨跡本

広記本

(b)〔女ナシ〕宋本・金沢本校注摺本・那波本・蘭雪堂本・馬本・郭本・伍忠光本・汪本・英華本

㉟為我・謝太上皇

(a)〔・〕管見抄本・奥入本・正安本・文和本・斯道文庫本・陽明墨跡本

英華本

(b)〔我ナシ〕宋本・金沢本校注摺本・那波本・蘭雪堂本・馬本・郭本・伍忠光本・汪本・広記本

㊱請当時一事不聞于他人者

(a)〔・・・・・〕管見抄本・正安本・文和本・斯道文庫本・陽明墨跡本

広記本（但、于→於）

(b)〔為他人聞〕宋本・那波本・蘭雪堂本・馬本・郭本・伍忠光本・汪本・英華本

㊲徐而言曰

(a)〔言下、之ナシ〕管見抄本・正安本・文和本・陽明墨跡本

蘭雪堂本・英華本・広記本

(b)〔言下、之アリ〕斯道文庫本

宋本・那波本・馬本・郭本・伍忠光本・汪本

㊳時夜殆半

(a)〔・〕管見抄本・正安本・文和本・斯道文庫本・陽明墨跡本

英華本・広記本（但、殆→始）

(b)〔時ナシ〕宋本・那波本・蘭雪堂本・馬本・郭本・伍忠光本・汪本

㊴日不予

(a)〔・〕管見抄本・正安本・文和本・斯道文庫本・陽明墨跡本

(b)〔・日〕宋本・金沢本校注摺本・那波本・蘭雪堂本・馬本・郭本・伍忠光本・汪本・英華本

(b)′〔久之〕広記本　広記本、以下異文、除ク

㊵元和元年冬十二月日

(a)〔・〕

(b)〔日ナシ〕管見抄本・正安本・文和本・斯道文庫本・陽明墨跡本
宋本・那波本・蘭雪堂本・馬本・郭本・伍忠光本・汪本・英華本

㊶語及此事

(a)〔・〕管見抄本・正安本・文和本・斯道文庫本・陽明墨跡本

(b)〔話〕宋本・那波本・蘭雪堂本・馬本・郭本・伍忠光本・汪本・英華本

（長恨歌）

㊷長恨歌（題）

(a)〔旁点題アリ〕斯道文庫本（「長恨歌一首」）・陽明墨跡本（〔長恨歌〕、但シ、伝・歌、各一軸）
蘭雪堂本・馬本・汪本（但シ馬本・汪本、歌、伝ノ前ニ配ス）・英華本（但シ、伝・歌、各別巻ニ配ス）

(b)〔旁点題ナシ〕管見抄本・正安本・神田氏正安本・文和本
宋本・那波本・郭本・伍忠光本・広記本

㊸御寓多年求不得

(a)〔・〕管見抄本・正安本・神田氏正安本・文和本・陽明墨跡本

(b)〔宇〕斯道文庫本
宋本・那波本・蘭雪堂本・馬本・郭本・伍忠光本・汪本・英華本・広記本

㊹養在深窓・人未識

(a)〔・〕管見抄本・奥入本・正安本・神田氏正安本・文和本・斯道文庫本・陽明墨跡本

(b)〔閨〕宋本・金沢本校注摺本・那波本・蘭雪堂本・馬本・郭本・伍忠光本・汪本・英華本・広記本

㊺承歓侍寝・無閑暇

(a)〔・〕管見抄本・正安本・神田氏正安本・文和本・斯道文庫本・陽明墨跡本

英華本刊本

(b)〔宴〕宋本・金沢本校注摺本・那波本・蘭雪堂本・馬本・郭本・伍忠光本・汪本(一作寝)・英華本・広記本

㊻漢・宮佳麗三千人

(a)〔・〕管見抄本・正安本・神田氏正安本・文和本・斯道文庫本・陽明墨跡本

広記本

(b)〔後〕宋本・那波本・蘭雪堂本・馬本・郭本・伍忠光本・汪本(一作漢)・英華本

㊼金屋粧成嬌侍・夜

(a)〔・〕陽明墨跡本

宋本・那波本・蘭雪堂本・馬本・郭本・伍忠光本・汪本・英華本・広記本

(a)′〔待〕金沢本校注イ本・管見抄本・正安本・神田氏正安本・文和本・斯道文庫本

㊽漁陽鞞・鼓動地来

(a)〔・〕管見抄本・正安本・神田氏正安本・文和本・斯道文庫本・陽明墨跡本

宋本・蘭雪堂本・馬本・伍忠光本・汪本・英華本・広記本

(b)〔鞴〕那波本・郭本

㊾君王掩眼救不得

(a)〔・〕管見抄本・正安本・神田氏正安本・文和本・斯道文庫本・陽明墨跡本

(b)〔面〕金沢本校注・宋本・那波本・蘭雪堂本・馬本・郭本・伍忠光本・汪本・英華本・広記本

㊿廻看流血相和流

(a)〔△〕管見抄本・正安本・神田氏正安本・文和本・斯道文庫本・陽明墨跡本

宋本・那波本・蘭雪堂本・汪本・英華本・広記本

(b)〔首〕馬本・郭本・伍忠光本

(c)〔・。〕管見抄本・正安本・神田氏正安本・文和本・斯道文庫本・陽明墨跡本

(d)〔。・〕宋本・那波本・蘭雪堂本・馬本・郭本・伍忠光本・汪本・英華本・広記本

51雲棧縈廻登劔閣

(a)〔・〕管見抄本・正安本・神田氏正安本・文和本・斯道文庫本・陽明墨跡本

蘭雪堂本・英華本・広記本

(b)〔紆〕宋本・金沢本校注摺本・那波本・馬本・郭本・伍忠光本・汪本

52峨嵋山下少行人（原金沢本「上」ニ作ル、但シ、ミセケチヲ施ス、故ニ、「下」ヲ本文ト見做ス）

(a)〔△〕宋本・那波本・蘭雪堂本・馬本・郭本・伍忠光本・汪本・英華本・広記本

(b)〔上〕原金沢本（但シ、ミセケチヲ施ス）・管見抄本・正安本・神田氏正安本・文和本・斯道文庫本・陽明墨跡本

英華本刊本

(c)〔・。・〕管見抄本・正安本・神田氏正安本・文和本・斯道文庫本・陽明墨跡本
英華本刊本・広記本
(d)〔・。〕宋本・那波本・蘭雪堂本・馬本・郭本・伍忠光本・汪本・英華本鈔本

㊸夜雨聞猿腸断声

(a)〔△〕管見抄本・正安本・神田氏正安本・文和本・斯道文庫本・陽明墨跡本
(b)〔鈴〕宋本・那波本・蘭雪堂本・馬本・郭本・伍忠光本・汪本・英華本・広記本
(c)〔・。〕宋本・那波本・蘭雪堂本・馬本・郭本・伍忠光本・汪本・英華本・広記本
(c)′〔。・〕管見抄本・正安本・神田氏正安本・文和本・斯道文庫本・陽明墨跡本

㊹天旋日転廻龍馭

(a)〔・〕管見抄本・正安本・神田氏正安本・文和本・斯道文庫本・陽明墨跡本
宋本・那波本・蘭雪堂本・汪本・英華本・広記本
(b)〔地〕馬本・郭本・伍忠光本・英華本刊本

㊺太液芙蓉未央柳対此如何不涙垂芙蓉如面柳如眉

(a)〔・…。…〕管見抄本・文和本
(b)〔。…・…〕正安本・神田氏正安本（但、原本ノ順序ヲ改ム）・斯道文庫本・陽明墨跡本
宋本・金沢本校注摺本・那波本・蘭雪堂本・馬本・郭本・伍忠光本・汪本・英華本・広記本

㊻春風桃李花開日

(a)〔・〕管見抄本・要文抄本・正安本・神田氏正安本・文和本・斯道文庫本・陽明墨跡本

汪本（一作夜）・英華本

(b)〔夜〕宋本・那波本・蘭雪堂本・馬本・郭本・伍忠光本・広記本

㊼秋雨・梧桐葉落時

(a)〔・〕管見抄本・要文抄本

宋本・那波本・蘭雪堂本・馬本・郭本・伍忠光本・汪本・英華本・広記本

(a)′〔露〕正安本（或本雨）・神田氏正安本・文和本・斯道文庫本・陽明墨跡本

㊽西宮南内・多秋草

(a)〔・〕管見抄本・要文抄本・正安本・神田氏正安本・文和本・斯道文庫本・陽明墨跡本

汪本・英華本刊本

(b)〔苑〕宋本・金沢本校注摺本・那波本・蘭雪堂本・馬本・郭本・伍忠光本・英華本・広記本

㊾宮・葉満階紅不掃（原金沢本作「宮」、「落」ニ校改ス、イマ、旧ニ復ス）

(a)〔・〕（原金沢本）

宋本・那波本・蘭雪堂本・馬本・伍忠光本

(b)〔落〕金沢本・管見抄本・要文抄本・正安本・神田氏正安本・文和本・斯道文庫本・陽明墨跡本

郭本・汪本・英華本・広記本

㊿秋・燈挑尽未能。眠

(a)〔・〕管見抄本・奥入本・要文抄本・正安本・神田氏正安本・文和本・斯道文庫本・陽明墨跡本

英華本

(b)〔孤〕宋本・那波本・蘭雪堂本・馬本・郭本・伍忠光本・汪本（一作秋）・広記本

(c)〔。〕管見抄本・奥入本・要文抄本・正安本・神田氏正安本・文和本・斯道文庫本・陽明墨跡本

(d)〔成〕宋本・那波本・蘭雪堂本・馬本・郭本・伍忠光本・汪本・英華本・広記本

⑥1 遅々鐘漏初長夜

(a)〔・〕管見抄本・要文抄本・正安本・神田氏正安本・文和本・斯道文庫本・陽明墨跡本
英華本・広記本

(b)〔皷〕宋本・那波本・蘭雪堂本・馬本・郭本・伍忠光本・汪本

⑥2 旧枕故衾誰与共

(a)〔・・・・・〕管見抄本・奥入本・要文抄本・正安本・神田氏正安本・文和本・斯道文庫本・陽明墨跡本
英華本

(b)〔翡翠衾寒〕宋本・那波本・蘭雪堂本・馬本・郭本・伍忠光本・汪本（一作旧枕故衾）・広記本

⑥3 臨卬方士鴻都客

(a)〔・〕管見抄本・正安本・神田氏正安本・文和本・斯道文庫本・陽明墨跡本
英華本

(b)〔道〕宋本・金沢本校注摺本・那波本・蘭雪堂本・馬本・郭本・伍忠光本・汪本・広記本

⑥4 山在虚無縹眇間

(a)〔・〕管見抄本・神田氏正安本・文和本・斯道文庫本・陽明墨跡本

(b)〔緲〕宋本・金沢本校注摺本・那波本・蘭雪堂本・馬本・郭本・伍忠光本・汪本・英華本（刊本作渺）・広記本

(b)′〔妙〕正安本

⑥⑤楼殿玲瓏五雲起

(a)〔・〕管見抄本・正安本・神田氏正安本・文和本・斯道文庫本・陽明墨跡本

英華本・広記本

(b)〔閣〕宋本・那波本・蘭雪堂本・馬本・郭本・伍忠光本・汪本（一作殿）

⑥⑥其上綽約多仙子

(a)〔・〕管見抄本・正安本・神田氏正安本・文和本・斯道文庫本・陽明墨跡本

(b)〔中〕宋本・金沢本校注摺本・那波本・蘭雪堂本・馬本・郭本・伍忠光本・汪本・広記本

(b)′〔間〕英華本

⑥⑦中有一人名玉妃

(a)〔・・・〕管見抄本・正安本・神田氏正安本・文和本・斯道文庫本・陽明墨跡本

英華本

(b)〔字太真〕宋本・伍忠光本・汪本（一作字玉真又作名玉妃）・広記本

(b)′〔字玉真〕那波本・蘭雪堂本・馬本・郭本

⑥⑧九華帳裏夢中驚

(a)〔・〕管見抄本・正安本（校注、下）・文和本・斯道文庫本・陽明墨跡本

宋本・那波本・蘭雪堂本・馬本・郭本・伍忠光本・汪本・広記本

(b)′〔下〕神田氏正安本

英華本

(c)〔。〕正安本・神田氏正安本（校注、魂）・文和本・陽明墨跡本

那波本・英華本

(d)〔魂〕管見抄本・斯道文庫本（校注、中）

宋本・蘭雪堂本・馬本・郭本・伍忠光本・汪本・広記本

⑥⑨雲鬢半偏新睡覚

(a)〔・〕管見抄本・正安本・神田氏正安本・文和本・斯道文庫本

(b)〔鬢〕陽明墨跡本

宋本・那波本・蘭雪堂本・馬本・郭本・伍忠光本・広記本

(b)′〔髻〕汪本・英華本

(c)〔。〕管見抄本・正安本・神田氏正安本（編イ）・陽明墨跡本

宋本・蘭雪堂本・馬本・郭本・伍忠光本・英華本・広記本

(c)′〔編〕文和本・斯道文庫本

(d)〔垂〕那波本

⑦⓪風吹仙袂飄飄挙

(a)〔・〕管見抄本・正安本・神田氏正安本・文和本・斯道文庫本・陽明墨跡本

宋本・那波本・蘭雪堂本・汪本

(b)〔飄〕馬本・郭本・伍忠光本・英華本・広記本

⑦1 玉容寂寞涙瀾干

(a) 〔・〕管見抄本・正安本・神田氏正安本・文和本・斯道文庫本・陽明墨跡本

(b) 〔闌〕宋本・蘭雪堂本・馬本・郭本・伍忠光本・汪本・英華本・広記本

(b)′ 〔欄〕那波本

⑦2 一別音容両眇茫

(a) 〔・〕管見抄本・正安本・神田氏正安本・文和本・斯道文庫本・陽明墨跡本

宋本・那波本・郭本

(b) 〔渺〕蘭雪堂本・馬本・伍忠光本・汪本・英華本・広記本

⑦3 照陽殿裏恩愛歇。

(a) 〔。〕管見抄本・正安本・神田氏正安本・文和本・斯道文庫本・陽明墨跡本

(b) 〔絶〕宋本・那波本・蘭雪堂本・馬本・郭本・伍忠光本・汪本・英華本・広記本

⑦4 廻頭下問人寰処（元金沢本「問」、「視」ニ改ム、今、旧ニ復ス）

(a) 〔・〕英華本

(a)′ 〔視〕管見抄本・正安本・神田氏正安本・文和本

(a)″ 〔観〕斯道文庫本 〔見〕陽明墨跡本

(b) 〔望〕宋本・那波本・蘭雪堂本・馬本・郭本・伍忠光本・汪本・広記本

⑦5 空持旧物表深情

(a) 〔・・〕管見抄本・正安本・神田氏正安本・文和本・斯道文庫本

英華本

(a)′〔空将〕陽明墨跡本

金沢本校注摺本・広記本

(b)〔唯将〕宋本・那波本・蘭雪堂本・馬本・郭本・伍忠光本・汪本（一作空持）

⑯釵留一鈷合一扇

(a)〔・〕管見抄本・正安本・神田氏正安本・文和本・斯道文庫本・陽明墨跡本

(b)〔股〕宋本・那波本・蘭雪堂本・馬本・郭本・伍忠光本・汪本・英華本・広記本

⑰但教心似金鈿堅

(a)〔・〕管見抄本・正安本・神田氏正安本・文和本・斯道文庫本・陽明墨跡本

汪本・英華本

(b)〔令〕宋本・那波本・蘭雪堂本・馬本・郭本・伍忠光本・広記本

⑱此恨綿々無絶期

(a)〔・〕管見抄本・正安本・神田氏正安本（盡イ）・文和本・斯道文庫本

宋本・馬本・郭本・伍忠光本・広記本

(b)〔盡〕那波本・蘭雪堂本・汪本・英華本

〔附　表〕

「基本異同表」には採らなかった個所ではあるが、中国刊本の一部、及び、わが国の鈔本・刊本類に屢々みられるので、「附

表」を作り、主要な本を挙げ、その系統を示した。

古文真宝については、魁本大字諸儒箋解古文真宝前集江戸初刊本を使用し、慶應義塾図書館蔵詳説古文真宝大全朝鮮銅活字本をも併用した。

（長恨歌伝）

〔1〕上意忽忽不楽　〔・〕蘭雪堂本・龍谷大慶長古活字本・寛永四年刊本・歌行詩諺解本（「上心油然」モ同然）

〔2〕淡蕩其間　〔・〕馬本・伍忠光本・汪本・太平広記本

〔3〕叔父昆弟皆列士　〔・〕陽明墨跡本。南禅寺広記本。慶長中古活字本・寛永四年刊本・歌行詩諺解本作「土」。

〔4〕富均王室　〔・〕慶長中古活字本・寛永四年刊本・歌行詩諺解本

〔5〕請誅錯以謝天下怨　〔・〕陽明墨跡本・龍門文庫本校注。慶長中古活字本・寛永四年刊本・歌行詩諺解本

〔6〕聞霓裳羽衣之一声　〔・〕文和本・龍門文庫本・書陵部本・寛永四年刊本・歌行詩諺解本

〔7〕知上皇心念貴妃如是　〔・〕慶長中古活字本・寛永四年刊本・歌行詩諺解本

〔8〕闢其門　〔・〕慶長中古活字本・寛永四年刊本・歌行詩諺解本

〔9〕継旧好也　〔・〕慶長中古活字本・寛永四年刊本・歌行詩諺解本

〔10〕秋七月七日　〔・・〕文和本・斯道文庫本。慶長中古活字本・寛永四年刊本・歌行詩諺解本

〔11〕或為人或無地　〔・〕慶長中古活字本・寛永四年刊本・歌行詩諺解本

〔12〕有玄宗本記在　〔・〕斯道文庫本。慶長中古活字本・寛永四年刊本・歌行詩諺解本

（長恨歌）

〔13〕廻頭一笑百媚生　〔・〕馬本・伍忠光本・英華本刊本・古文真宝本。龍門文庫本・陽明墨跡本。慶長中古活字本・

寛永四年刊本・歌行詩諺解本

〔14〕回首・血涙相和流　〔・〕馬本・郭本・伍忠光本・古文真宝本。龍門文庫本・松花堂墨跡本。慶長中古活字本・寛永四年刊本・歌行詩諺解本

〔15〕能以精神・致魂魄　〔・〕英華本刊本・古文真宝本・龍威秘書本。龍門文庫本。慶長中古活字本・寛永四年刊本・歌行詩諺解本

〔16〕排風馭気・奔如電　〔・〕郭本・古文真宝本。龍門文庫本・松花堂墨跡本。慶長中古活字本・寛永四年刊本・歌行詩諺解本　〔雲〕汪本

〔17〕含情凝眸・謝君王　〔・〕古文真宝朝鮮本。慶長中古活字（斯道文庫）本・寛永四年刊本

〔18〕釵・劈黄金合分鈿　〔・〕郭本・太平広記本・龍威秘書本。寛永四年刊本・歌行詩諺解本

(2)

次に、前項の異同表を踏えて、共に、北宋極初年に刊行された、文苑英華、太平広記所収の長恨歌伝・長恨歌本文につき述べる。両本とも鈔本ではないが、本文上、それに劣らず重要な存在意義をもっている。

両本とも異同表でいえば(a)、つまり、旧鈔本に一致する個所が頗る多く、中国の刊本としては、その点、異例に属する。従って、系統上の問題を考える上からも、先ず取上げるのに価する本といえる。

近藤春雄博士は、伝の文字の異同を文集、及び、英華本・広記本と関連させつつ、「ところでその間の異同はほぼ次の四つの場合に限られる」とされ、

その一は、文苑英華と太平広記が違い、しかも英華と文集が同じで、広記と文集が違っている場合。

その二は、文苑英華と太平広記と違い、しかも英華と文集が違い、広記と文集が同じという場合。

その三は、文苑英華と太平広記と違い、しかもそれぞれ文集と違うという場合。

その四は、文苑英華と太平広記が同じで、しかも共に文集と違うという場合。

の四つの場合を挙げ、更に、

こうした異同のあるところ、そのいずれが原形かをきめることは甚だ容易でないが、まして文集そのものにまた異同があるにおいてはなおさらである。(『唐代小説の研究』昭和五十三年刊、二九三頁)

と述べられた。氏のみでなく、長恨歌伝や長恨歌の本文を多少でも扱えば、本文の系統に関し、これと同様の疑問に逢着するのであり、ある意味では、まことに、無理からぬことといわねばならない。

但し、この両本とも、全く無原則に他本と相違しているのではなく、そこには方則があり、かなり正確に、一定の軌道に随って動いているのは明かであり、異同のパターンを知れば、その本文の位置づけも出来るわけである。

早速、異同表を使って、両本の本文を検討する。

筆者がこの異同表を作るに当って、①～㉘迄の通し番号をつけ、旧鈔本、刊本等の系統に従って、(a)(b)(a)′(b)′等に区分し、更に、使用した書名について、例えば、「宋本以下何本同」というような省略を一切せず、煩を厭わず書名を総て列挙するようにしたのは、この表によって、長恨歌伝・長恨歌諸本の、夫々の、本文の系統上の特徴を数字によって示そうという意図から出ている。

人文科学の世界に於て、数的処理の方法が余り役に立たないことは充分承知しており、第一、筆者自身、そういう処理方法を、これ迄、極力避けてきた。

今回、敢てこのような表を作製したのは、相違個所が系統的に表われる旧鈔本と刊本諸本が実際に尠からず存する

ので、それを使用し、はじめに、(a)(b)等の区分に関する処理方法を誤らなければ、各本の区分によるその数を算えることによって、現存長恨歌伝・長恨歌各本の系統的特徴を数的に概略表示出来るものと考えるに至ったからに外ならない。

本文の異同に関する質的表示を如何にすべきか等、猶残された問題は尠くないが、更に工夫を加えるつもりである。

先ず、英華本・広記本の二本を個々に検討し、更にこれを比較する。

(一)文苑英華所収長恨歌伝・長恨歌の本文について

文苑英華巻三四六謂行所収の長恨歌本文をみると、「一作」「川文粋作」「文粋作」等で示される校注に交って、「集作」という注も散見する。これによって、校勘に当って、「白氏文集」も使用されたものと認められる。

当時、恐らく北宋刊本白氏文集はまだ刊行されておらず、唐鈔本の文集が校合に使用せられたのであろう。とすれば、校訂者にとって、文苑英華の本文に採られた長恨歌の伝、歌の本文は、白氏文集大集から抽出されたのではなく、それとは別の単行資料からという認識があったものと考えられる。

いま、その本文を白氏文集宋刊本をはじめとする刊本の大集諸本と校比すれば、その何れとも著しく相違する。その異同の数、及び、その表われ方からすれば、その本文は、如何にしても、校訂に際し、大集より抄出された本文とは到底思われない。若し大集から出たとしても、その時期はかなり早い頃と見做さざるを得ず、恐らくは、早くから単行で流布した本を承けた本文と見做すべきであろう。

長恨歌伝は文苑英華巻七九四伝に収められ、前の、歌の巻三四六とは別巻に配されている。このことは、伝、歌本文が別々に採録され、従って、本文として二文が等質でないことをも考慮にいれるべきであろう。伝、歌本文が接続

して一篇を成している場合ですら、こういう虞なしとしない。

筆者は、白氏新楽府や秦中吟等、中国で広く愛誦された諸篇が、大集より離れ、単行の形で流布した実態を、具体的な本について検討したが、その際、何れの場合も、本文に関し、次の三点が顕著に認められるとした。

先ず第一に、それが宋本刊行以後であれば、単行して、独自の流布のコースにあるため、宋本の校訂作業圏内になく、従って、その影響外にあるので、当然本文の上にも、それに相応しい原態に近い一面を留める。つまり、この異同表をそのまま援用すれば、(a)に属する、わが旧鈔本と一致する文字が、それだけ多く、逆に、宋刊本以下の、(b)に属する文字がそれだけ少ないことになる。大集刊本に於て、かかる、旧鈔本に一致する個所の極めて多い本は、殆んど皆無といってよい。

英華本の如く、宋刊本が未だ成立せず、その校刊結果よりの影響を受けていないとすれば、(a)に該当する文字は、それだけ多くなる。

第二に、(a)に属する文字が多いとはいえ、それがわが旧鈔本と異る点は、尠からざる(b)に属する文字をも併せもつということである。宋刊本の校訂作業圏外にあるとはいえ、同じ中国にあって、本文上、同時代的な、類似の変化を蒙るという一面が当然考えられるからである。

その点、同じく圏外といっても、中国から日本に迄流伝されれば、最早、この種の変化は殆んど受けずに済む。わが旧鈔本との大きな違いは、ここに生ずるといえる。

第三に、大集とは別に、単行で流布される間に、当然、他本には認められず、その本のみに固有する文字が、尠からず、生じていることである。

筆者は、曾て、新楽府唐元和鈔本の二本、つまり敦煌本と新疆維吾尓本との間に、当然、一致する個所が多いが、

同時に、両本とも、他本にみられぬ固有の文字をもつことを指摘した。(2)

中国に於て、単行すれば、当然の結果といえようが、その変化の仕方が、新楽府の唐代の二鈔本に生じていることに、既に、典型的に示されたわけである。

いま、この三点について、英華本本文を検討する。第一、二に関しては、異同表に拠り、第三は表には無いので、直接、本文より引用する。

いま、異同表に拠り、伝、歌に分けてその数を示せば次のようになる（静嘉堂蔵明鈔本に拠り、刊本からは採っていない）。

	（伝）	（歌）	（計）
(a)（鈔本ト一致）	16	(a) 20	36
(b)（刊本ト一致）	28	(b) 20	48
(b)′	1	(b)′ 2	3
X（固有ノ変化）	7	X 11	18

伝、歌ともに、旧鈔本と一致する個所が頗る多く、前述の如く、中国刊本として、かかる例は、後に述べる太平広記本と共に、正しく異例といえる。

因みに、異同表によって、他本についても、(a)(b)の数を計算すれば、先ず金沢本、管見抄本を挙げれば、夫々90a、78a 2 a′ 10b であり、また刊本のうち、宋本、那波本は、夫々22a 68b、18a 1 a′ 69b 2 b′ となる。

金沢本、管見抄がこうであるのは当然であろうが、刊本のうちでは、宋本の本文が、比較的多く鈔本と一致する文字を含み、刊本大集の中では、(a)の数が最も多いことは、時代が宋代であるだけに、校訂に使用された本文資料が、

現在のわが鈔本に近いものもまだ尠からず存していたからであろう。その意味で、その数値はほぼ妥当なものといえよう。

若し北宋刊本が現存すれば、恐らくは、現存の南宋紹興刊本より、一層鈔本に近かったであろうに、その亡失は惜みても余りがある。

その宋本に比しても、英華本が、鈔本と一致する個所に於て、更に余程その数が多いことは、英華本編集者の手によって、比較的変化の少ない、良質の本文が撰び出されたということになろう。

異同表をみれば、鈔本と一致する個所が、数本の刊本にも共通する場合もあるが、それ以上に、単独で、或いは、広記本と二本のみとで、鈔本と一致する事の方が多い。

長恨歌として名高く、古来よく引かれる、

鴛鴦瓦冷霜華重　旧枕故衾誰与共

の旁点字は、刊本では総て「翡翠衾寒」に作る中にあって、英華本のみ、旧鈔本と一致し、これは、源氏物語、葵の巻にも同文が引かれ、曾て、本文上の話題を賑した。

但し、この事は、英華本本文にあっては特に珍しい事ではなく、同様の例はこの外にも尠くない。

かく、英華本は、広記本と共に、鈔本と近い点で、他本との相違は際立ってはいるが、異同表が示す通り、それと同時に、刊本に一致する個所をより多くもっている。

それが、わが旧鈔本との最も大きな相違点であって、英華本編者が採った資料が、特異な流布過程を辿った為に保持し得た鈔本と一致する個所の外に、宋版本の本文資料とそれ程時代的に距りが無いために、同時代的な共通の改変を蒙ったと見做すことが出来る。

唐代鈔本の旧を留める状態で早くわが国に伝来した本が、その後改変を蒙ることなく、ほぼ伝来当時のままで継承され、転写を重ねて現在に至ったのに比すれば、英華本の本文としての変貌は著しく、少くとも宋代近く迄降った時代の様相を明瞭に刻している。

英華本に関しては、旧鈔本に近い一面のみに着目することなく、同時に、この降った時代の改変を蒙った本文の実態をも卒直に認めねばならぬ。

繰返していうが、宋本と一致する個所を多くもつということは、英華本と北宋刊本成立の時期とを勘案すれば、宋刊本成立時に於ける校訂作業から直接影響を蒙ったと解すべきではなく、両本の本文資料が、略々同時代のものとして、同じ変化を受けた結果が近いものであったと見做すのが妥当であろう。

わが旧鈔本と、宋本や英華本との本文の相違は、書籍に関する、彼我の環境の相違による所が甚だ大であるというべきであろう。

次に、先に挙げた第三の点として、英華本本文に於ける、固有の変化と認め得る個所を挙げる（諸本相互の影響関係も考慮すべきであるので、二、三本に共通する文字を含む）。

(1)(伝)與大長公主侔矣　　旁点字、諸本無し。
(2)請誅晁錯以謝天下　　旁点字、諸本無し。
(3)竟就死於尺組之本　　旁点字、諸本「絶」に作る。
(4)有雙鬟童女出応其門　　旁点字、諸本無し。
(5)洞天日晩　　旁点字、蘭雪堂本・馬本・伍忠光本同。諸本、「晩」「暮」に作る。
(6)垂於将来者也　　旁点字、諸本無し。

(7)(歌)雲鬢花冠・金歩揺　旁点字、諸本「顔」に作る。
(8)承歓侍寝無容・暇　旁点字、管見抄本、同。諸本「閑」に作る。
(9)尽日君王聴・不足　旁点字、諸本「看」に作る。
(10)姐△妹兄・弟。皆列土　(静嘉堂鈔本)旁点上字同、諸本「姉」に作る。下二字、諸本「弟兄」に作る。
(11)馬嵬坡下塵・土中　旁点字、諸本「泥」に作る。
(12)其間・綽約多仙子　旁点字、諸本「上」「中」に作る。
(13)金闕両・廂叩玉扃　旁点字、諸本「西」に作る。
(14)九華帳下・夢中驚　旁点字、神田氏正安本同。金沢本・正安本校注同。諸本、「裏」に作る。
(15)珠箔銀鈎△迤・邐。開　旁点上字、諸本「屏」に作る。旁点下二字、広記本同、諸本転倒。
(16)雲髻・半偏新睡覚　旁点字、諸本「鬢」に作る。
(17)廻頭下問・人寰処　旁点字、元金沢本同。諸本「視」「望」に作る。

以上の例のうち、一、二外の本にもみえる場合も若干あるが、その多くは、英華本のみに生じた変化であって、この本が独自の動きをもって流布された事は否定し得ないであろう。

先に挙げた三点に関し、以上、英華本は何れも充分該当し得るものであって、以前から筆者は、旧鈔本に近い点からみて、単行の一本ではなかろうかと推測していたのは、これにより、ほぼ確認せられたとみてよいであろう。

(二)太平広記所収長恨歌伝・長恨歌の本文について

異同表の示す通り、広記本の旧鈔本、刊本間に対する関係も英華本に極めてよく似ている。先ず、便宜上、(a)(b)の数を挙げれば次の如くである。

（伝）		（歌）	（計）
(a)（鈔本ト一致）	26（29）	(a)	15
(a)′	3（3）	(a)′	1
(b)（刊本ト一致）	12（10）	(b)	27
(b)′	3（3）	(b)′	0
(b)″	1	(b)″	0
X（固有ノ変化）	32（16）	X	6
			38

長恨歌伝の尾近くから以下、異文、表の対象から外す。

但し、これも固有の変化の中には入れらるべきであろう。この本のみ、「長恨伝」に作るのも同様である。

伝に於ける（　）内の数字は、後に述べる南禅寺天授庵蔵本本文の数字を示す。

異同表により、広記本の伝、歌の(a)(b)等の数を挙げてみて、先ず気付くことは、(a)(b)の数が、伝と歌により、著しく相違し、比率からすれば、正しく逆になっていることである。

英華本と違って、この本では、伝、歌が二編並べて収められてはいるが、このことは、既に触れた如く、広記本編集時に、本文上、等質ならざる二篇が採られたことを思わしめる。

特に伝に於て、旧鈔本と一致する個所のかくも多いことは、英華本をも含め、中国の刊本としては、殆んど前例を見ない程である。

歌については、刊本に一致する文字が余程増加しており、固有の文字もさして多くなく、本文自体としても、特に問題もないので、後に英華本との比較の所で検討するとし、いま、伝の本文を中心にして、検討を加える。

今回、広記本の本文としては、談刻本を使用し、併せて、談刻本を底本に諸本を以て校合した北京、人民文学出版社版をも参考にしたが、わが国の伝本として、伝本文のみについては、外題「楊貴妃長恨歌」とする、南禅寺天授庵蔵室町末写本がある。

この本には、太平広記所収の「長恨伝」の外、「長恨歌」（「長恨歌」と題するが、本文は「長恨歌序」）、及び、唐書后妃伝等貴妃関係資料の抜書より成る。

この長恨伝本文は、従来の諸本に比し、一層旧鈔本に一致する個所が多く、注意すべき本文であるので、訓点等はいま省略し、本文の外、その句読点、校合注のみを翻字し、注を付して次に示す。

太平広記巻第四百八十六　　雑伝記三

長恨伝　　陳鴻(1)

唐開元中、泰階平四海無事、玄宗在位歳久、倦(2)于旰食宵衣、政無小(3)大、始委於丞相、稍深居、遊宴以声色自娯、先是、元献皇后武淑妃皆有寵、相次即世、宮中雖有(4)良家女子千万数、無(6)可悦目者、上心忽〻不楽、時毎歳十月、駕幸華清宮、内外命婦焜燿景従、浴日余波、賜以湯沐、春風霊液、澹(7)蕩其間、上心油然悦(8)、若有遇、顧左右前後、粉色如土、詔(9)高力士、潜捜外宮、得弘農楊玄琰女于(10)寿邸、既笄矣、鬢(11)髪膩理、纖穠中度、挙止閑(12)治、如漢武帝李夫人、別疏湯泉、詔賜澡瑩、既出水体弱力微、若不任羅綺、光彩煥発、転動照人、上甚悦、進見之日、奏霓裳羽衣、以導之、定情之夕、授金釵細合(マヽ)、以固之、又命戴歩摇、垂金璫、明年冊為貴妃、半后服用、(13)繇是冶其容、敏其詞、婉孌万態、以中上意、上益嬖焉、時省風九州、泥金五岳、驪山雪夜上陽春朝、与上行同輦、止同室、宴専席、寝専房、雖有三夫人九嬪(14)二十二世婦、八十一御妻、暨後宮才人、楽府妓女、使天子無顧盻意、自是六宮無復進幸者、非徒殊艶尤態独能致是、蓋才智明恵、善巧便佞、先意希旨、有不可刑(ヒ)形容者焉、叔父昆弟皆列(15)士、在清

(16)貫、爵為通侯、姉妹封国夫人、富埒(17)王室、車服邸第、与大長公主侔、而恩沢勢力、則又過之、出入禁門、不問名(18)姓、京師長吏、為之側目、故当時謡詠有云、生女勿悲酸、生男勿喜歓、(19)又曰男不封侯、女作妃、君看女却為門楣、其為人心、羨慕如此、天宝末、兄国忠盗丞相位、愚弄国柄、及安禄山引兵向闕、以討楊氏為辞、潼関不守、翠華南幸、出咸陽、道次馬嵬亭、(20)六軍徘徊持戟不進、従官郎吏、伏上馬前、請誅錯以謝天下怨、(21)国忠奉鼇纓盤水、死於道周、左右之意未快、上問之、当時敢言者、請以貴妃塞天下之怒、上知不免而不忍見其死、反袂掩面、使(22)率而去之、蒼黄展転、竟就絶於尺組之下、既而玄宗狩成都、粛宗受(23)禅霊武、明年大兇帰元、大駕還都、尊玄宗(24)為太上皇、就養南宮、自南宮遷於西内、時移事去、楽盡悲来、毎至春之日冬之夜、池蓮夏開、宮槐秋落、(25)黎園弟(26)子、玉管発音、聞霓裳羽衣一声、則天顔不怡、左右欷歔三載、一意其念不衰、求之夢魂、杳々而不能得、適有道士、自蜀来、知皇(27)心念楊妃如是、自言有李少君之術、玄宗大喜命致其神、方士乃竭其術、以索之不至、又能遊神馭気、出天界、没地府、以求之、又不見、又旁求四虚上下、東極絶天涯、跨蓬壺見最高仙山、上多楼閣、西廂下、有洞戸、東向闕其門、署曰玉妃太真院、方士抽簪扣扉、有双鬟童。出応門、方士造次、未及言、而双鬟復入、俄有碧衣侍女、又至(28)詣(29)其所従来、方士因称唐天子使者、且致其命、碧衣云、玉妃方寝、請少待之、(30)于時雲海沈々、洞天日晩、瓊戸重闔悄然無声、方士屏息斂足、拱手門下、久之而碧衣延入、(31)旦日玉妃出、(32)見一人冠金蓮、披紫綃、珮紅玉、曳鳳舄、左右侍者、七八人、揖方士、問皇帝安否、次問天宝十四載已還事、言訖憫然指碧衣女、取金釵鈿合、(元「細」、加筆訂正)各折其半、授使者曰、為(33)我謝太上皇、謹献是物、尋旧好也、方士受辞与信、将得行、色有不足、玉妃因徴其意、復前跪致詞、乞当時一事得不聞於他人者、験於太上皇、不然恐鈿合金〔釵〕(34)(ヒ)(ママ)負新坦(ママ)平之詐也、玉妃茫然退立、若有所思、徐而言曰、昔天宝十年、侍輦避暑驪山宮、秋七月牽牛織女、相見之夕、秦人風俗夜張錦繡、陳飲食、樹(35)瓜花、燔香於庭、号為乞巧、宮掖間尤尚之、時夜始(殆イ)半、休侍衛於東西廂、独侍上、々憑肩

海イ女イ本

而立因、(因下、点ママ)仰天感牛女事、密相誓心、願世〻為夫婦、言畢、執手各嗚咽、此独君王知之耳、因自悲曰、由此一念、又不得居此、復於下界、且結後縁、或為天、(36)或為人、(37)決再相見好合如旧、因言太上皇亦不久人間、幸唯自安無自苦耳、(38)使者還奏太上皇、〻心嗟悼久之餘、(39)具唐史、(40)至憲宗元和元年、盩厔県尉白居易為歌、以言其事、(41)并前秀才陳鴻作伝、冠於歌之前、目為長恨歌伝、居易歌曰、

漢(42)皇重色思傾国御宇十年(ママ)求不得云々

注 (1)「陳鴻」、今本、伝下側注。　(2)「倦」、今本作「勧」。旧鈔本同。倦下「于」、今本作「於」。　(3)「小大」、今本作「大小」。英華本同。　(4)「有」、今本「有」無し。金沢本・管見抄本亦無し。　(5)「女子」、今本「女」無し。諸本同。寛永四年刊本・歌行詩諺解本あり。　(6)「可」、今本「可」無し。諸本有り。　(7)「澹」、諸本同。龍威秘書本亦同。近本作「淡」、馬本、伍忠光本同。　(8)「悦」、誤写ならん、旧鈔本作「怳」。今本作「恍」。刊本、この一字無し。　(9)「詔」、諸本同。龍威秘書本亦同。今本作「謁」。人民文学出版社校本拠明鈔本改「詔」。　(10)「于」、今本作「於」。　(11)「鬢」、今本作「鬢」。金沢本・管見抄本・宋本等作「鬢」。　(12)「治」、「冶」の誤写か。但、右旁字音訓「ヤ」。　(13)「繇」、諸本、同。今本作「由」。　(14)「二十二」、今本作「二十七」、諸本同。　(15)「士」、今本無し、諸本同。陽明墨跡本・慶長古活字諸本・寛永四年刊本等「士」あり。　(16)「貫」、諸本同。今本作「貴」。英華本、馬本同。慶長勅版本・五妃曲本亦同。　(17)「王」、諸本同。今本作「主」。　(18)「名姓」、旧鈔本、同。今本二字無し。　(19)「喜歓」、諸本同。龍威秘書本亦同。今本作「歓喜」。　(20)「亭」、諸本同。今本一字無し。　(21)「怨」、今本無し。諸本同。陽明墨跡本・慶長古活字諸本・寛永四年刊本・歌行詩諺解本、あり。　(22)「率」、今本作「牽」。諸本同。　(23)「蒼黄」、諸本同、今本作「倉皇」。　(24)「受」、諸本同、今本無し。　(25)「日」、本文作「日」、右旁行間、「月」を書入。　(26)「黎」、今本作「梨」。　(27)「皇」、諸本、同。龍威秘書本亦同。今本作「上」。　(28)「又」、諸本、同。今本無し。　(29)「詣」、「詰」の誤写か。今本作「詰」、旧鈔本作「誥」。　(30)「于」、諸本、龍威秘書本同。今本作「於」。　(31)「且日」、今本作「且日」。異同表参照。外に、慶長古活字諸本・寛永四年刊本・歌行詩諺解本亦作「旦日」。　(32)「見」上、今本有「俄」。諸本無し。龍威秘書本同。　(33)「我」、旧鈔本同。今本無「我」。　(34)「負」、諸本同、今本・龍威秘書本作「罹」。　(35)「瓜」、諸本有り、今本・龍威秘書本無し。　(36)(37)「為」、諸本同、龍威秘書本亦同。今本作「在」。　(38)「耳」、諸本同。龍威秘書本亦同。今本作「也」。　(39)「嗟悼…」以下、今本・龍威秘書本を除き、異文。　(40)「唐」、龍威秘書本同。今本作「国」。

(41)「并」、龍威秘書本同。今本作「並」。　(42)伝に続いて、諸本、歌を載せる。ここで、歌が一行のみであるのは、書写者が以下を省略したとも考えられるが、原文がこうでなかったとも断じ得ない。
つまり、太平広記巻四八六には、はじめ、「長恨伝」と題する伝の文のみが載録されていたのかも知れない。

注で示した如く、この本文によって、従来の広記本の次の個所を、(b)から(a)に、つまり、旧鈔本に一致するよう、改めることが出来た（番号は異同表のを示す）。

(7)髪髪膩理→鬢
(15)皆列在清貴→貫
(16)不問京師長吏→「不問」ノ下、入「名姓」二字
(24)知上心念楊妃如是→皇
(35)為謝太上皇→「為」ノ下、入「我」一字

但し、今本では(a)の文字が、南禅寺蔵本では(b)である個所も認められるので、単純に今本の(a)の数に、この五箇を加えるというわけにはゆかない。

また、例えば次のような個所で、固有の、或は他本には少ない文字を諸本共通の文字に改めることが出来た（残る総ての例は後に挙げる）。

謁高力士→詔　　罹新垣平之詐也→負
次馬嵬→・・亭　　樹花燔香於庭→「樹」下、入「瓜」
倉皇展転→蒼黄　　或在天或在人→為
俄見一人冠金蓮→「俄」ナシ

この南禅寺所蔵本については、写本であるためか、「弘」「玄」などに闕筆もみられず、どこ迄遡り得るか明かではないが、今本に比すれば、余程、本文として、古態を留めていることは明かである。

また、筆者など、これ迄清馬俊良編龍威秘書所収の伝本文などは、末尾の異文が、この本のみ、広記本と略々一致するところから、単純に広記本の転載ぐらいに考えていたが、仔細に検すれば、両本の異同は尠からず存し、しかも、そのうち、龍威秘書本の方に、南禅寺蔵本に一致する文字も少々は認められる。

とすれば、広記本系長恨歌伝は、流布して、更に多くの異文を生じ、そういう一本が南禅寺本であり、また、龍威秘書本であると見做される。

南禅寺蔵本にみられる如く、広記収録の長恨歌伝が抄出されてわが国に存するということは、当然、その底本としての、宋本に近い大冊の太平広記がわが国に将来され、伝存したという可能性もあるので、更に、この種の鈔本を見出すべく、博捜すべきであろう。

少くとも、今後の調査・研究の結果によって、広記本長恨歌伝本文は、今本よりもより旧鈔本に近づき得る余地を猶残しているといえよう。

(b)、つまり、刊本と一致する個所については、英華本の個所で述べた如く、ここにも認められるが、刊本の一本として、英華本以上にその数は少ない。旧鈔本と一致する個所がより多ければ、当然の結果といえよう。

最後に、広記本の固有の相違個所について述べる。

先に挙げた如く、この本は旧鈔本に一致する個所が極めて多いが、それと同時に、この本のみが蒙った改変個所が、それと相関連するかのように、これ亦極めて多い点は注意を要する。

それを挙げれば、次の通りである（先に、南禅寺本のところで挙げた七例は除く。更に、この例中でも南禅寺本のみ他本と

一致する個所には○印を施して区別した）

(1)唐開元中→旁点字、諸本なし。

○(2)政無大小。→旁点字、諸本（含南禅寺本）作「小大」。

(3)始委於丞相→諸本、旁点字上、「右」あり。

○(4)無悦目者→諸本（含南禅寺本）、旁点字上、「可」あり。

○(5)由是治其容→諸本（含南禅寺本）、旁点字「繇」に作る。

○(6)蓋才知明慧→諸本（含南禅寺本）、旁点字作「智」。

(7)有不可形容者焉→諸本、旁点字無し。

○(8)富埒主室→諸本（含南禅寺本）、旁点字作「王」。

○(9)生男勿歓喜。→諸本（含南禅寺本）、旁点字作「喜歓」。

(10)其為人心羨慕如此→刊本諸本、旁点字無し。

(11)使牽而去之→諸本、旁点字「而」の上にあり。

○(12)粛宗禅霊武→諸本（含南禅寺本）、旁点字上、「受」あり。

(13)左右欷歔。→諸本、旁点字作「戯欷」。

(14)杳杳而不能得→諸本、旁点字無し。

○(15)知上心念楊妃如是→諸本、「上皇」「皇」（含南禅寺本）に作る。

(16)東向闕其門→諸本、「闖」「闔」等に作る。

○(17)俄有碧衣侍女至→諸本（含南禅寺本）、旁点字上「又」あり。

⒅玉妃因徴其意→諸本、旁点字を「固」に作る。
⒆乞当時一事不聞於他人者→諸本、旁点字を「請」に作る。
⒇夜張錦繡→諸本、旁点字の上「是」あり。
㉑樹花燔香於庭→諸本、旁点上字上「瓜」あり（南禅寺本あり）、旁点下字「焚」に作る。
㉒復於下界→諸本、旁点字を「堕」に作る。
○㉓無自苦也→諸本（含南禅寺本）、旁点字を「耳」に作る。
㉔上心嗟悼久之→諸本、作「皇心震悼」。

以上、個々の文字の相違も尠くない上、この外、更に、広記本のみ、題名を「長恨伝」とするのも、一つの改変であり、又、前の㉔「上心嗟悼」以下、尾に至る四十九字が総て異文であるので、これをも加えれば、広記本の他本との相違は、英華本を始め、他の何れの本のそれの比ではなく、量質ともに、他に例をみないことになる。

しかもこの事と、一方、これ亦他本にみられぬ程、旧鈔本に近いことが、一本の中で併存しているので、広記本は、寧ろ英華本よりも早く、単行で流布した一本と見做すことが出来よう。

最後に、英華本、広記本の本文を比較し、この項を終ることにする。

先ず、歌の本文から始める。便宜のため、重ねて示せば、前に挙げた異同表の(a)(b)Xの数は、英華本20a 20b 11X、広記本15a 27b 6Xである。英華本の方が旧鈔本に一致する個所が少々多いが、このことは、特に、問題にはなるまい。

また、英華本、広記本、各一本のみが旧鈔本に一致する数を調べても、夫々に数ヶ所あって、特にそれ程の相違は認められない。

問題になるのは、次の二点である。

（鈔　本）　（英華本）　（広記本）　（宋本）

中有一人名玉妃。　・△。　・太真　字太真

空持旧物表深情　・・　空将　唯将

この二例は本文の改変過程が示される好例であり、二例とも同じく、旧鈔本から宋刊本に移る、正に中間点に広記本本文があることを示している。

これに加うるに、刊本に一致する例も広記本の方が多い点からすれば、歌の本文に関する限り、英華本の方が稍〻旧鈔本に近い関係にあるかと思われる。

但し、固有の相違個所の点からみれば、広記本にはさしたる特長は認め難いのに対し、英華本は、先に挙げた如く、他本と著しく相違する個所を尠からずもち、例えば「下問人寰処」の旁点字は、ただ、元金沢本とのみ一致するというように、他本は何れも、「視」「望」に作り、相違の質からすれば、他ととび離れている場合が尠くない。

その変化の性質からすれば、恐らく、英華本々文は、広記本よりも早く、単行で他本と離れて単独の流布過程に於て改変を蒙ったものといえよう。

次に、伝の本文についてである。

英華本、広記本の本文が、二本とも同じく、単行で流布したであろうとは、既に、述べた通りである。

英華本は旧鈔本に一致する個所を多くもちながらも、寧ろ、それ以上に、刊本と一致する個所をより多くもち、大集刊本とは一線を劃するけれども、時の経過と共に、鈔本から出てて、次第に刊本に近づくという、典型的な下降の軌道上にあるといえる。但し、末尾に近い一七五字は、大集のそれとすべて一致し、旧態をよく留めている。

これに対し、広記本は、旧鈔本に一致する個所でも、英華本より遙かに多く、それと同時に、固有の変化の著しい

点でも、英華本を遙かに上廻っている。

そして、その改変の中で、この本に固有であり、且つ最も顕著で重要な個所が、「長恨伝」という題名と、末尾に近い異文とであろう。筆者は、この二ヶ所を、単に別々の相違個所とはみず、内的に脈絡するものと考える。

英華本の末尾近くの文—これは大集旧鈔本・刊本のと一致—と広記本のそれとの相違点は、広記本末尾個所の文全体が簡潔になっていることであるが、その為に、仙遊寺に於ける三人の会合のことが省かれ、また、文を作る目的を記したものとして重要な句である「欲懲尤物、窒乱階、垂於将来也」も除かれた。

三者会合の中に伝、歌成立の要因がある。その重大な事実が省かれ、白・陳二氏の名のみ書かれることは、白氏は別としても、陳鴻の地位を相対的に高めることを意味する。

また、尤物を懲す云々の文字は、既に、よく論ぜられている如く、一見、長恨歌の内容と調和し難いものを内蔵する。その個所が除かれたことは、両者の接続をスムースにし、二篇の、一体化に好都合である。

そして最後に、尾は、

至憲宗元和元年、盩厔県尉白居易為歌、以言其事、幷前秀才陳鴻作伝、冠於歌之前、自為長恨歌伝、居易歌曰、

となる。大集の文や、英華本の如く、

……今但伝長恨歌云爾

と、ここで伝の文が、大尾となって、終るのとは相違し、伝の末尾は、直ちに歌に接続するように改変されている。

広記の文尾からすれば、長恨歌本文の前に、別に「長恨歌」なる題は必要もないし、この様に改められては、最早、それを入れる余地すら無い。

しかも、伝の題名が文中では「長恨歌伝」であるのに、「長恨伝」と伝奇に相応しい題に改められた。

元来、伝と歌とは別個の、夫々、独立した作品であり、白氏文集の中にそれが収められたのは、白氏の厚い友情の賜というべきであろう。(3)

従って、本筋からいえば、歌の前に、自序があって然るべきであり、一歩譲っても「長恨歌」という題名があるのは当然のことである。大集に収められるに当って、題もなく、しかも伝の文の次に、そのまま歌が接続するような形であろう筈はない。

繰返しいうが、広記本の伝の資料として採用せられた文は、元来、旧鈔本に極めて近い、良質の本文であった。そういう本文にかかる大きな改変がどの時点で加えられたのか、既に、流布の過程に於てであるか、或いは、太平広記編纂時に於てであるのか、その何れであるかは明かでないが、それは伝奇的立場からの改変であり、従って、歌よりも、伝を中心とする立場からする改変であることは明瞭である。

とすれば、仮令、ある時点迄は、旧鈔本への近さからみれば、英華本に比して、数等勝った広記本ではあるが、その後、改変の加えられ方は広記本の方がより大であった為に、猶、旧鈔本に一致する個所を尠からず存しはするが、最後には、英華本の方が、反って、わが旧鈔本に近い姿を留める本として現在に至っている。

註 (1)(2) 拙稿「御物本白氏新楽府本文について」(「日本中国学報」第二十八集・昭和五十一年刊)
同「台湾国立中央図書館所蔵本白氏諷諫明刊本について」(「日本中国学会報」第三十集・昭和五十三年刊)
同「本邦伝存秦中吟諸本の本文並びに訓読について」(「斯道文庫論集」第十六輯・昭和五十四年刊)
(3) 神田喜一郎氏蔵江談抄(類従本は誤写あり)に大江匡房が「文集中他人作入被知乎」と云い、今本には伝らないが、第六帙に李紳の作詩があると指摘する。これは全唐詩に収められる「題白楽天文集」に該当するようである。尚、『古本系江談抄注解』(昭和五十三年刊)参照。同抄には、外にも、同様の例を挙げている。
他人の詩作が曾て文集中にあった例は、これによっても知られるが、長恨歌伝の他は次第に除去されたのであろう。
従って、長恨歌伝についても、そのつもりになれば、これを文集より削除する機会は、いくらでもあった筈である。

(3)

次に、わが旧鈔本のうち、共に正安二年書写の二本を中心にして述べる。

正宗文庫旧蔵長恨歌伝・長恨歌正安二年写文永五年菅家本奥書本一軸

神田喜一郎氏蔵長恨歌正安二年写本一軸

前者については、福田襄之介氏が「菅宗本長恨歌古写本をめぐる問題」（「東京支那学報」第八号昭和三十七年）で紹介され、また、校正刷の時点で、現蔵大学の手により影印本が刊行された。神田氏蔵本は三条西公正氏旧蔵本であり、「古写本長恨歌に就きて」（「文学」第二巻六号・昭和九年）で三条西氏が翻字、紹介されている。

後に述べる如く、旧鈔本は外にも存する中で、特にこの二本を挙げたのは、鈔本ではこの二本にのみ、共に、伝の次、歌の前に、「長恨歌序」が記載されているからである。

尤も神田氏蔵本は首より長恨歌伝全部と、序の首を欠き、三行四十六字のみを存するが、伝の次、序文の存したことは、これによって明である。

正宗本奥には、

正安二年五月二日以中院三位（有房卿）／本書写之畢

文永五年二月廿一日以菅宗本（本云）／書写之畢　　在判

とあり、また、神田氏蔵本奥には、

于時正安二年七月廿四日於新熊野滝尻房／書写畢　　源命徳丸之（執筆尋親）

とある。

正宗本の元奥書によれば、文永五年、菅家の写本に、既に、この長恨歌序は記載されていたことになる。

後伏見院の御代、鎌倉末正安二年（一三〇〇）以前、更に、本奥書の年次をも勘案すれば、そういう奥書のある書写本にこの長恨歌序を載せた本を知らず、その意味で注意を要する。

中国の刊本には、この序は一切無い。わが旧鈔本のうち、これ以後の書写の本にも、すべてこの序があるわけではない。文和元年（一三五二）書写長恨歌伝・長恨歌には、共に、序はなく、更に、これは、斯道文庫蔵長恨歌伝・長恨歌室町写本に於ても同様である。

とはいえ、それより少し時代の降ったと思われる龍門文庫蔵清原宣賢自筆長恨歌・琵琶行一巻や宮内庁書陵部蔵三条西実隆自筆秦中吟・長恨歌・琵琶行・夜聞歌者一巻等、その後の鈔本には、既に、多く、序を収めている。

わが国の刊本では、天理図書館蔵慶長勅版長恨歌・琵琶引や白氏五妃曲所収長恨歌は、その底本が刊本である為であろうか、序は無いが、慶長中刊古活字本の若干のものや、寛永四年刊長恨歌伝・長恨歌・琵琶行・野馬台や、貞享元年刊歌行詩諺解等、何れも序を記載する。

但し、この序文については、先に述べた南禅寺天授庵蔵本に、広記本所収の伝の文とは別に、この序の文（「長恨歌」と題す）を転写し、その尾に、

私云此ノ語不レ知レ在二何書一俟後君子耳

と書き加えられている。とすれば、この序文には、早くから、かかる不審の点が存したわけである。

いま、先ず、この序を記載する正安書写の二本の本文を検討するが、序文の無い文和元年（一三五二）書写本、斯道文庫蔵室町写本、陽明文庫蔵墨跡本も、本文としては極めて近いので、これをも併せ用いることにする。

この五本は、鈔本として、金沢本・管見抄本に次ぐ一群を形成し、既に古文真宝よりの影響の認められる龍門文庫

蔵本や、宮内庁書陵部蔵三条西実隆自筆本をはじめとする鈔本類が、これに続く一群を成す。

正安写二本の外、三本をも併せ比校することにより、序を併載する二本と、序の無い三本との間に、本文上の異同の有無をも、同時に知ることが出来よう。

便宜上、先ず、異同表で(a)(b)を検すれば、五本とも、(a)つまり、何れも旧鈔本に一致する個所が70を超え、(b)つまり、刊本に一致する個所は、10乃至これを下廻る。

これは管見抄につぐものであり、前項で述べた、中国の刊本としては、群を抜いて(a)の多い、英華本や広記本なども、これには比すべくもない。正しく鈔本たる所以でもあろう。

但し、金沢本・管見抄本に比して異同が若干認められる。異同表の番号を付して（本文もそれに拠る。「三本」「五本」等の略記については表を参照されたい。同表外の個所は、番号なく該当個所に配す）、これを挙げる。

④(伝)宮中雖良家子　旁点字下、「有」あり。三本（神田氏正安本、伝闕）同。南禅寺広記本同（但、作「良家女子」）。

⑦鬢髪賦理　旁点字、「鬢」に作る。三本同（但、正安本注「鬢」）。英華刊本・広記本同（但、南禅寺本作「鬢」）。

⑫八十一御妻　旁点字上、「女」あり。三本同（但、斯道文庫本補入）。

㊼(歌)金屋粧成嬌侍夜　旁点字、「待」に作る。陽明墨跡本を除き、四本同。管見抄本亦同。

姉妹弟兄皆列土　旁点二字、互倒。陽明墨跡本を除き、四本同（但、斯道文庫本元本文「弟兄」、校改）。静嘉堂英華本鈔本作「姐妹兄弟」。

㊸夜雨聞猿腸断声　旁点二字、互倒。五本同。管見抄本亦同。

㊺対此如何不涙垂芙蓉如面柳如眉　旁点各七字、互倒。文和本を除き、四本同（但、正安神田本元本文不倒、校改）。

㊼秋雨梧桐葉落時　旁点字、「露」に作る。五本同（但、正安本注「或本雨」）。

以上、七ケ所が認められる。

このうち、㊼㊸は管見抄本も入り、⑦㊼には中国鈔刊本も入る。とすれば、結局⑫㊺㊼の三ケ所のみが、金沢本・管見抄本と相違することになる。

以上の校比により、正安写二本、及び、序を有せざる三本は、本文として極めて近く、序の有無と本文の異同とは、殆んど、無関係であることが明になった。

英華本・広記本では夫々の本に特有の改変個所が頗る多く認められたが、試みに、正安本、神田氏正安本二本を検すれば、

《正安本》時毎歳十月→「年」　称唐天子使者→旁点字下、「之」あり　張錦繡→旁点字、「鋪」に誤る。姉妹(歌)弟兄皆列士→旁点字、「士」に誤る。　山在虚無縹眇間→旁点字、「妙」に作る。　聞道漢家天子使→旁点字、「導」に作る。

《神田氏正安本》蓬萊宮中日月長→旁点字、「遅」に作る。校注「長ィ」。　不見長安塵霧→旁点字、「霜」に誤る。

の如く、特にこの本のみに認められるという文字は殆んど見当らず、誤写が多きを占める。つまり、それだけ、底本となった本文としては良質ということになろう。これは、他の三本についても、略々同様の結果が得られる。

既に述べた如く、長恨歌伝・長恨歌は唐代に於て、単行の鈔本として盛行したに違いないが、そういう本は総て失われた。

正安本をはじめとする、略々同文の一群の鈔本は、何れも、大集から抽出されたものとは断じ得ないので、或いは、唐代単行鈔本の旧態を留めた本ではなかろうかと、一脈の希望を託したが、そう断ずることは無理であろう。

曾て筆者は、御物墨跡本新楽府について、これが中国にて単行した本であるか否かを検討したが、その本には流布の間に蒙ったであろう改変の跡を尠からず蔵していた。

その筆跡は道風系統であり、道風の没年は康保三年（九六六）であるので、その本文は、当然それ以前に伝来したものであろうから、由緒ある本文といえよう。

長恨歌は中国に於て、新楽府に、勝るとも劣ることなく、愛誦され、従って、広範囲に流布した筈である。それにしては、本文そのものが比較的短いことにもよろうが、異同の振幅が少なく、現存本に関する限り、動いても、何れも一定の範囲を超えるような本は見当らない。その点からは、既に述べた太平広記本や文苑英華本は、纔かに特異な動きを示し、振幅も比較的大きい本文といえる。

単行の本というものは、元来、そういう性質をもつという立場から、正安本ほかのわが鈔本本文をみれば、これが、中国で単行した本とは到底見做すことは出来ない。もっとも、これらの本を強いて中国での単行本を承ける本と見做そうとすれば、大集旧鈔本類と同じく、早い頃にわが国に流伝したとみる外はない。かかる事も絶体にあり得ないとはいえないが、金沢本や管見抄本との校比の結果からみて、やや無理があろう。正安本をそういう本と推定出来るためには、同じく、単行本ともとれる上位本が少くとも一、二本は必要になってくる。

従って、大集所収の旧鈔本として金沢本・管見抄本があり、次に、すぐ正安本が続くという程度の現状では、正安書写本二種は、共に、元来は旧鈔本より抽出され、それ以後、若干の異同を生じた本と見做すのが穏当ではなかろうか。

但し、長恨歌に対する評価、従って、大集巻十二からの抽出そのものは、邦人の独自の鑑賞眼によるとみるよりは、中国に於ける長恨歌盛行の実情に随ってその反映とみるべきであろう。

江戸時代の長恨歌注釈書の中には、序を白氏の自序と見做すものがあるが、この文は元来序の体をなさず、もとより信を置き難い。

また、大集に、新に、かかる体をなさない序を加えることは到底考えられないので、単行で流布した場合に限られるとみられよう。そして、正安本ほかの本が、中国の単行本でないとすれば、序は、邦人によって作られたという外はない。

若し、序が中国で作られたとすれば、その序を載せる正安本及び神田氏正安本の本文は、序の記載されていない文和本、斯道文庫本等と異同があって、然るべきであるが、前述の如く、異同は殆んど認められない。

中国に於ては、伝と歌とが緊密に結ばれていて、その点からも、その間に、新に、別に序が入り込む余地は殆んどない。序を必要とし、それが用いられる余地があるとすれば、歌が伝と切離され、単独で存在する事態が存しなければならない。

南北朝以後、漢籍にも、中国渡来の刊本が、これまでの秘籍扱いの時代から、やや実用的に用いられる時代に入ってくる。古文真宝がわが国に行われ、テキストも、次第に、鈔本から刊本へ切換えられ、従って、訓点も旧来の博士家の訓点から、新訓が漸く勢を得ようとする大勢の中で、古文真宝前集より長恨歌と琵琶引の二篇が抽出されて一冊を成すことが多くなった。

琵琶引には序があるので、それと鈎合をとる為には、長恨歌にも序が必要となる。

五山の文人が、序を作ったという推定はごく自然に納得することが出来よう。古城貞吉氏が「而山棲者、往往間居終日、無所用心、剽竊異聞、偽造典故、而售子虚烏有之説」（「東華」第一一〇集・昭一二年九月刊）といわれたのは、時代はしかく明確ではないが、五山の僧侶の環境についていわれたのであろう。

現に陽明文庫には、古文真宝より長恨歌と琵琶行を抽出し、それに「長恨歌并序」と題して、この序を冠した近世初頃の写本がある。また、松花堂昭乗による慶長十九年の墨跡本（日本名跡叢刊所収）も、序と歌とのみである。

但し、正安本の本奥書にみえる如く、序の成立を少くとも文永五年以前に迄遡らすべきとすれば、序の作者についても、少しく時代を上げて、再考する余地が存するであろう。

源氏物語をみれば、長恨歌の外に、伝の方も素材として頻繁に使用されている。この時代では、伝、歌が同程度に行われていたとみられる。

鎌倉時代は、教訓の時代といわれ、主として、新しく抬頭して来た層の人々を相手に、教訓抄の類にみられる如き、教訓的色彩の濃い、啓蒙的作品が流布する。

そういう一連の説話類の中には、当然、玄宗・楊貴妃の恋物語も恰好な題材として採られている。その場合、新しい層の人々にとっては、長恨歌だけで事足りたのであり、平安時代に於けるが如き、陳鴻にとっては力作である、従って平易とはいえない長恨歌伝は、最早それ程必要ではなかったであろう。

いま、改めて長恨歌序なる文の内容を検すれば、「長恨者楊貴妃也」ではじまるように、記述は殆んど貴妃の事、特にその死後の世界のみに限られ、しかも、玄宗と貴妃とが夫妻であることが是非とも必要である。一文の要点を挙げれば、次の個所に尽きる。

我本上界諸仙、先与玄宗有恩愛之故、謫居於下世、得為夫妻既死之後恩愛已絶、今汝来求我恩愛、又生、不久帰於人世得為配偶、

今世人猶言、玄宗与貴妃処世間為夫妻之至矣

当時の教訓抄や唱導等の素材に、玄宗、貴妃の愛情物語が死別の悲哀やその有限性を悲嘆する言葉と併行して屢々

使用されており、この序は、そういう時代背景を考慮に入れれば、「夫妻之至」の如く、一種教訓的内容をもち、まことに、それに相応しいものといえよう。例えば金沢文庫蔵『言泉集』(二帖ノ二)、「比翼連理」の如きは、「契結(ヲムテ)年久」ことのための引用である。この点は、同類の『転法輪抄』など、更に、この分野の研究者の検討を期待する。

これが室町時代に入って、古文真宝の、伝を省き、歌のみが流布するに当って、この序文は、その成立時とでは、対象となる層は若干相違するが、そっくりそのまま援用されることになったものと見做すことが出来よう。

その間、当然のことであるが、序の本文にも若干の改変が加えられている。いま、それを挙げる。底本には正安本を使用する。所用の本は極く一部を撰び、はじめての所用本、及び、その簡称は次の通りである。

〔龍門文庫本〕…同文庫蔵清原宣賢自筆本　〔陽明文庫本〕…同文庫蔵近世初写本一冊　〔東大国語研本〕…東大国語研究室蔵天文二年写本　〔六地蔵本〕…茨城県六地蔵寺所蔵近世初写本一冊　〔書陵部本〕…宮内庁書陵部蔵三条西実隆自筆本。　〔松花堂本〕…松花堂昭乗墨跡慶長十九年写本

(題)長恨歌序　〔長恨歌〕南禅寺本〔長恨歌并序〕陽明文庫本・六地蔵本・慶長中古活字本・寛永四刊本・歌行詩諺解本〔長恨歌并序　白居易〕松花堂本〔長恨歌一首并序　白舎人〕龍門文庫本・東大国語研本・書陵部本

既葬馬嵬　〔・於〕六地蔵本〔瘞於〕各本

与貴妃闕　各本、旁点四字なし

蓬萊山仙室　各本、旁点字「宮」に作る。

謂使者曰　〔・〕松花堂本〔語〕南禅寺本・陽明文庫本・六地蔵本・慶長中古活字本・寛永四年刊本・歌行詩諺解本〔謁〕龍門文庫本・東大国語研本・書陵部本

上界諸仙　〔旁点字下、「也」あり〕龍門文庫本・東大国語研本・書陵部本

謫居於下世〔・〕南禅寺本・松花堂本・寛永四年刊本・歌行詩諺解本（校注「界イ」）〔界〕龍門文庫本・東大国語研本・書陵部本・六地蔵本・慶長中古活字本

不久帰於人世〔却〕諸本同じ。

以此為長恨耳〔上旁点字「是」に作る、「長」なし〕龍門文庫本・東大国語研本・書陵部本

金釵一盤〔般〕龍門文庫本・東大国語研本・書陵部本〔股〕諸本同じ。

当用物〔常、用の下「之」あり〕諸本同じ。

曾与至尊平生何密契〔・〕龍門文庫本・東大国語研本・書陵部本を除き、諸本「与」あり。

答云七月七日夜〔旁点字下、語なし〕南禅寺本・松花堂本〔旁点字下、「但云」あり〕龍門文庫本・東大国語研本・書陵部本・六地蔵本・慶長中古活字本〔旁点字下、「但」あり〕陽明文庫本・寛永四年刊本・歌行詩諺解本

長生殿秘語〔私〕龍門文庫本・東大国語研本・書陵部本・松花堂本〔夜半無人私〕南禅寺本・陽明文庫本・慶長中古活字本・寛永四年刊本・歌行詩諺解本

謂使者曰〔・〕松花堂本〔語〕神田氏正安本。松花堂本を除き、諸本同じ。

歌曰〔・・〕龍門文庫本・東大国語研本・書陵部本〔二字なし〕神田氏正安本（但、注「歌曰イ」）。他の諸本同じ。

以上の結果、松花堂書写本が、比較的正安本の旧を留めていることと、清家の龍門文庫本々文が、新しい本文の中核となっていることとが知られる。この正安本・龍門文庫本との異同の意味は更は検討を要する。

以下、長恨歌伝・長恨歌旧鈔本二種の翻字文を掲載する。㈠金沢文庫本。模写翻字。尚、本文二十六～七頁の記述参照。㈡神田喜一郎氏蔵長恨歌。影印及び模写翻字。書誌は注文首にあり。旧翻字文の本文、仮名、声点等を若干訂正す。角筆点は〔　〕に入れて示す。

〔金沢文庫本長恨歌伝・長恨歌翻字〕（）〔〕等の使用に関しては、註3参照。

長恨歌 前進士陳鴻撰

開元中泰階平。四海無事。玄宗在位。歳久勤于政
食清衣。改無小大。始委於右丞相。稍深居遊宴。以
聲色自娛。先是元獻皇后武氏妃皆有寵。相次即
世。宮中雖良家子千万。数無可悅目者。上心忽忽不
樂。時每歳十月。駕幸華清宮。内外命婦。煢煢晨從
湯。餘波賜以湯沐。春風霊液。蕩蕩其間。上心油然(悅)
若有遇(顧)左右前後粉色。如立詔高力士。潛搜外宮

得加農楊玄淡女于尋邪既笄矣(鬟)鬟職理織穠
中度舉止閑冶如漢武帝李夫人初疏湯泉詔賜澡
瑩既出氷肉體弱力微若不任羅綺光彩煖發轉動
照人上甚恢進見之日羨霓裳羽衣以道守之定情之
多授金鈿合以固之又命戴步搖珥金蟬期年
冊爲貴妃半宿眠用(用)慈是治其容斂其詞婉娈万態
以中上意上喜辭女雪時有風九嬪沼金五岳驪山雪
夜陽春朝与上行同輦止同室宴專席寢專房

雖有三夫人九嬪廿七世婦八十一御妻既備後宮才
人樂府女使天子無顧盼意自是六宮無復進幸
者非徒殊艶尤態獨能致是蓋才智明慧善巧
媚侯先意希旨有不可形容者殊父母兄弟皆列
在清貴爵爲通侯婦妹封国夫人富埒王室車
服郎第与大長公主侔而恩澤猶加則又過之出
入禁門不問名姓京師長吏爲之側目設富時謠諺
有云生女勿悲護生男勿喜歡又曰男不封侯女

25 作妃君看安却爲門楯其天下心羨慕如此天寶末兄国忠與兼相位恩弄国柄及安祿山別兵

30 羽翼以討楊氏爲辭潼関不守翠花南幸出咸陽道次馬嵬亭六軍俳徊持戟不進從官郎吏伏

上馬前請誅錯以謝天下国忠奉殺尾櫻縣兼死於道

周左右之意未快上問之當時敢亦言者請次貴

妃塞天下之怒上知不免而不忍見其死及袂掩面

使牽而去蒼黄辰轉竟就絶於尺組之下既而玄宗

狩成都肅宗受禪靈武明年大兇歸元大駕還都
尊玄宗爲 太上皇就養南宮遷于西宮內時移
事去樂盡悲來每至春之日冬之夜池蓮复開
35
宮槐秋落梨園第子玉琯發音闌霓裳羽衣一
聲則天顏不怡左右歔欷三載一意其念不衰求
之夢魂杳不能得適有道士自蜀來知皇心念揚
妃如是自言有李少君之術玄宗大喜命致其
40
神方士乃竭其術以索之不至又能遊神馭氣出天

累沒地府以求之又不見又旁求四虛上下東極
絶天海跨蓬壺見最高仙山上多樓闕西〔上廂〕下
〔闕〕有洞戶東嚮〔圖〕其門曙日玉妃大真院方士抽
簪叩扉有雙鬟童女出應門方士造次未及言
而雙鬟復入俄有碧衣侍女又至誥其所從來
方士因稱唐天子使者且致其命碧衣去玉妃方
寢請少待之于時雲海沉沉洞天日暮瓊戶重闔
悄然無聲方士屏息斂容拱手門下久之而聞

45

〔鍵〕

衣迎入見日玉妃出見一人冠金蓮被紫綃帔紅玉
〔弓〕50
曳〔鳳〕鳳舄左右侍者七八人揖方士問皇帝安否次
問天寶十四載已還事言訖〔訖〕默指碧衣女取金鈿
鈿合各折其半授使者曰為我謝太上皇謹
獻是物尋舊好也方士受辭与信將行也有不
55
固〔山徹〕合之玉妃固〔山徹〕其意復前跪致詞請當時事不
聞于他人者驗於太上皇不然恐鈿合金釵負新
垣平之詐也玉妃茫然退立若有所思徐而言曰

昔天寶十載侍奉避暑驪山宮秋七月牽牛織
女相見之夕奏人間伉儷是夜張錦繡陳飲食樹(依)
華花樊香于庭号爲乞巧宮掖間尤尚之時夜殆
半休侍衛於東面廂獨侍上上憑肩而立因仰
天感牛女事密相誓心願世世爲夫婦言畢
執手各嗚咽此獨君王知之耳因自悲曰由此一念
又不得(居)此復墮下衆且佶後緣或爲天或爲人(人)
次再相見好合如舊因言太上皇亦不久人間幸

惟自安無自苦耳使者還奏太上皇の心震悼日
日 欄外
不豫其年夏四月南宮晏駕元和元年冬十二月
二日 欄外九
日太原白樂天自校書郎尉于執無屋鳴与琅耶
張流及陳果夫
王質夫家于是邑暇日相携遊仙遊寺語及此
話 欄外
事相与感歎質夫舉酒於樂天前曰夫婦代之
事非過出世之才涸色之則与時銷沒不聞于世樂
天深於詩多於情者也試為歌之如何樂天因為
長恨歌意者不但感其事亡欲懲尤物窒亂階
俱 欄外
滿果及寒人于結及

無於將來也歌既成使鴻傳焉世可不聞者乎非聞元遺民不得知世所知者有玄宰今紀在今但傳長恨歌云尒

摺本元之又諸今多之

長恨歌

漢皇重色思傾國御宇多年求不得楊家有女初長成養在深宮人未識天生麗質難自棄一朝選在君王側回眸一笑百媚生六宮粉黛無顏色春寒賜浴華清池温泉水滑洗凝脂侍兒扶起嬌無

為始是新羮恩澤時雲鬢花顔金歩搖芙蓉帳暖

85

羮歡殿可見南東新記

度春宵苦短日高起從此君王不早朝羮歡侍

宴罷夜闌賜春從春遊夜專夜漢宮佳麗三千人三

千寵愛在一身金屋粧成待夜玉樓宴罷醉和春姉

妹弟兄皆列土可憐光彩生門戸遂令天下父母心不

重生男重生女驪宮高處入青雲仙樂風飄處

々聞緩歌慢舞凝絲竹盡日君王看不足漁陽鼙

鼓動地来驚破霓裳羽衣曲九重城闕煙塵生千乘

万騎西南行翠華搖搖行復止西出都門百餘里六軍不發無奈何宛轉蛾眉馬前死花鈿委地無人收翠翹金雀玉搔頭君王掩面救不得回看血淚相和流黄埃散漠風蕭索雲棧縈紆登劍閣峨嵋山下少行人旌旗無光日色薄蜀江水碧蜀山青聖主朝朝暮暮情行宮見月傷心色夜雨聞鈴腸斷聲天旋日轉回龍馭到此躊躇不能去馬嵬坡下泥土中不見玉顔空死處君臣相顧盡霑衣東

望都門信馬歸。来池苑昔依舊。太液芙蓉未失
柳。對此如何不淚垂。芙蓉如面柳如眉。春風桃李
花開日。秋雨梧桐葉落時。西宮南内多秋草。落葉滿階紅不掃。梨園弟子白髮新。椒房阿監青蛾
老。夕殿螢飛思悄然。秋燈挑盡未能眠。遅々鐘
漏初長夜。耿々星河欲曙天。鴛鴦瓦冷霜花重。
舊枕誰与共。悠々生死別経年。魂魄不曾来。
入夢臨邛方士鴻。客能致精誠。致魂魄。爲君圭(屍)

105

轉思遂教方士殷勤覓排空馭氣奔如電掣天人
地求之遍上窮碧落下黄泉兩處茫茫皆不見忽
聞海上有仙山山在虛無縹渺間樓殿玲瓏五雲起
其上綽約多仙子中有一人名玉妃雪膚花貌參差
是金闕西廂叩玉扃轉教小玉報雙成聞道漢家
天子使九華帳裏夢中驚手挽衣推枕起徘徊珠
箔銀屏迤邐開雲鬢半偏新睡覺花冠不整
下堂來風吹仙袂飄飄舉猶似霓裳羽衣舞玉容寂

110

窠(ハク 泪欄ヤ)淚(ルイ)闌(ラン)丁(テイ)梨花一枝春帶雨含情凝睇謝君王

別音容雨眇茫照陽殿裏恩愛絶蓬萊宮中日月

長(チヤウ)迴頭下(クダス 望欄ケ)視人寰處不見長安見塵霧空持舊(トリ)物

115

(視シ)

(古一錆ヘ 江年白他傷 及文其安 久鏑也)

表深情鈿合金釵寄將去釵留一股合一扇釵擘(公戸及著物 將欄ケ 股欄ケ 補草及)

黄金合分鈿但教心似金鈿堅天上人間會相見臨別殷勤重寄詞詞中有誓兩心知七月七日長生殿夜

半無人私語時在天願作比翼鳥在地願爲連理枝

120

天長地久有時盡此恨綿綿無絶期

(一見余雅)

（裏）長恨歌伝32「蒼黄」

蒼黄、　今案此文本詩但后鋒世要兄國忠欲死之時有蒼黄不知以對之文作文賦叶蒼黄展轉之義但無字若

註1題「長恨歌」、旁点字に、もとヲコト点「の」あるを、塗抹す。　2「泰階」、音合符、墨筆（以下、注記なき場合は、総て朱筆）。〃「玄宗」、上字右肩に合点の如くみえるは料紙の漉きかす附着。下字、「宗」の声点、内側にかすれ筆淡墨小丸あり。濁声点か。いま施す。〃「在位」、「位」の下の読点を〔　〕に囲むは、塗抹を示す。以下、同じ。寛喜三年書写の原本と、建長四年貴所御本との句読点の相違に依るならん。　3「衣」、左旁訓、元「モキル」、上二字に加筆「玉へ」に改む。〃「委」の右旁訓「マカス」、上二字細筆、別時加筆か。〃「右丞相」、音合符は墨筆。〃「深居」、下字、元「圧」に誤り、墨斜線にて抹消。更に、胡粉にて塗抹し、右旁校注「居・」に拠り、「居」に改む。本文校改の後、校注は、胡粉にて塗抹。いま、本文元字を改めた場合、新字を（　）内に入れ、行間の、抹消の校合注は〔　〕に入れて示す。以下、同じ。　5「世」、左旁訓「セ」、稍〻大字、淡墨筆、別筆か。〃「良家子」、旁点字に、もと、ヲコト点「の」あるを抹消。〃「千万数」、旁点字訓、元「ナリト」、旁点仮名に加筆、「ア」に改む。〃「無可悦」、旁点字右旁「キ」、稍〻太字かすれ筆、別筆か。〃「上心忽」、訓「コヽロ　コト」（ママ）、別筆ならん。〃「不一」、音合符を抹消する如くみえるは塵附着。　7「湯沐」、上字、元「渇」、加筆して改む。〃「春風」、上字にヲコト点「に」あるを、墨にて抹消するが如し。但し、虫損あるため断定し難く、いま、抹消記号は加えず。〃「油然」、上字右旁訓、肉太墨筆「イウ」あり。その上、かすれ筆にて重書す。文字は改めたる跡みえず。〃「油然」、左旁音義注のうち、「以周反」の下字、明ならず。〃「悅」、元字誤写（「物」に似る）、校合注に拠り改む。胡粉剝落のため、ヲコト点の線点「たる」を加えたるか、明かならず。　8「顧」、元字偏を誤写、校合注に拠り改む。〃「高力士」、旁点字に、ヲコト点「の」らしきあり。　9「楊玄琰」、旁点字下、人名符、朱筆の下、墨筆もあり。〃「女」、左旁斜下にヲコト点「て」あるを抹消す。〃「寿」の右旁音訓「シウ」、細淡墨筆。〃「鬢髪」、上字、元字の誤写に加筆して改む。〃「膩」、元「日」偏に、加筆して改む。〃「纖」の右旁音訓、細淡墨筆。　10「冶」、元「治」、偏のみ塗抹して改む。　11「出水」、二字間の返点、朱筆。〃「羅綺」、上字左下部に朱点あり。〃「光彩煥発」の右旁二字の音訓（上字、「サ」のみ）、細別筆。　12「進

見」、上字の右旁「ミ」、細別筆。　13「戴歩揺」、上中字の間、朱音合符あるを墨、及び胡粉にて抹消す。「戴」、左旁下は仮名「ケ」か。　〃「垂」、元字「乗」に加筆して改む。同字の左旁、返点の「二」、ごく淡墨筆。　14〔半后〕、元二字の間、音合符あるを抹消し、上字にヲコト点「す」を施す。「后」の下、「す」のヲコト点あるを抹消す。　〃「用」、元字「困」に誤るを改む。　〃「婉」「態」の字音訓、別筆。　15「益」「焉」、二字に朱よごれあり、いま、除く。　16「与上」、二字間の返点、朱筆。　〃「与上行」、旁点字、ヲコト点「は」、朱点の下、墨点もあり。　〃「席」の右旁訓「セキ」、細筆。　18「顧盻」の右旁訓、細異筆、下字「メム」か、誤読ならん。　〃「進幸」、朱音合符に「・」を加う。削除の意か。墨訓合符に更に墨筆を加う。「幸」の線点「す」は墨筆。　19「殊艶」、下字左旁「エム」、別筆。右旁「タイ」も同時筆、これは誤、墨筆により削除す。　〃「尤態」、右旁字音訓、別筆。　〃「独能」、左旁、両字に墨圏点を施し「摺无」と注す。のち、これを総て抹消す。現行刊本、すべてこの二字無し。　〃「致」の左旁下、「一」を墨にて消し、更に塗抹す。　〃「蓋」、右旁訓、別筆。左旁「三」か、墨にて抹消す。　20「侯」、元字「倍」に墨斜線を施して抹消、更に塗抹し「侯」に改む。但し、行間の校合注の去声々点は生かされず。　〃「先」の右上は声点か。同字に平声、去声共にあり。この字の右旁訓「サイタ」は別筆。「先意」の二字間に、もと朱音合符あり、それに加筆、返点として使用。　21「貫」、朱点、ヲコト点「の」の位置にあり。よごれか。いま、除く。　〃「為」の線点は墨筆。　〃「姉妹」、下字に施されたヲコト点「は」は、墨にて抹消す。　〃「埒」、左旁反切「都拙反」。「都」、未詳。広韻「力輟切」。「郎」の誤か。　22「邸第」、旁点字偏、元字誤写、校合注に拠り訂正す。但し、注の上声点は施さず。同字の左下、数字「二」あるを、墨を施し、更に塗抹す。　〃「過」の下の返点、朱筆。同じく、線点（たり）は墨筆。　23「入」の朱線点（する）を抹消す。　〃「京師」の下、小朱点あり、読点か。　〃「為之」、返点は朱筆。　24「有云」、下字の右旁訓、別筆。　〃「喜歓」、下字右旁訓、淡墨別筆。音合符、下字線点は墨筆。　〃「封侯」、音合符は墨筆。　25「君看」の右旁訓、別筆。　〃「門楣其」、旁点字に朱点あり、よごれか。　〃「慕」の右旁外側訓「ネカ」、上字、元「シ」ならん。重書して改む。　26「末」、元字「未」に誤る。一部塗抹して訂正す。　〃「忠」、その下字「ゝ」、墨筆ミセケチ、斜線を施す。たての朱線は、闕字せずとの意か。　〃「盗」の下、朱点、左下「て」の位置をややづれるも、「て」と認むべきか。右旁訓、「テ」は抹消。　〃「丞相」「国柄」の四字に夫々、朱よごれらしきあり。　27「守」、元字「寺」。ミセケチを施し、且つ、「土」を塗抹して訂正す。　28「道」、元字「導」か。ミセケチを施し、更に、塗抹し、右旁注に拠り、訂正す。その際、元字左下の返点「一」、ヲコト点「を」「て」も抹消、いま、夫々生かす。　〃「従官」の右旁訓、別筆。　29「誅錯」、下字、

入声々点の外に、去声々点らしきあり、これに「J」状の朱筆を施す。意明かならず。同じく、右旁字音外側「ソ」に朱合点を施す。　30「快」の右旁訓、別筆。同字上の返点は朱筆。　31「怒」、左旁返点、「上」「一」、二つあり。　〃「知不免」、二ケ所のレ点は朱筆。　32「黄展」、元字誤写、校注に拠り訂正す。　〃「就絶」、返点は朱筆。　〃「玄宗」、上字、元字「去」に誤る。校注に拠り訂正す。「玄」の声点、肉太の為双つ黒丸の如くなるも、濁声点と認む。　33「禅」、右旁訓は別筆。　〃「大駕」、音合符は墨筆。　34「養南宮」、上中字間に墨音合符あるを塗抹す。いま、刪除す。　〃「西宮内」、旁点字の左旁に、ミセケチを施し、後、これを塗抹す。　36「宮槐」「秋落」、旁点字に朱点らしきあり。朱よごれならん。　38「夢魂」、下字の字音訓、別筆。　〃「不能得」、二ヶ所の返点、朱筆。　〃「自蜀」、下字右旁訓、元「ヨリ」、加筆して訂正す。　〃「楊（妃）」、上字、元字「掲」、加筆して訂正す。　39「有」、右旁仮名、元「テ」に加筆して「リ」に改む。　40「方士」、下字、元字「士」に誤写、墨斜線にて消し、更に塗抹して訂正す。　〃「索之」、二字間の返点、朱筆。　〃「神」、右旁訓、別筆。「タマ」か。　41「旁」下、読点朱丸二つ重なる。かかる処置、他の個所にてもあるべし。　〃「極」、右旁訓、別筆。　42「跨」の右旁内側「ア」（名義抄、アフトコヒ）は別筆。　〃「蓬壺」、下字字音訓、別筆。　〃「最」の訓中「モツトモ」の旁点字、墨色、淡墨。　〃「仙山」の朱音合符、及び、下字のヲコト点「を」の夫々の下に、墨筆もあり。「仙」の左旁、「一」あるを墨筆にて抹消す。「山」にヲコト点「に」の位置にある朱点を墨筆にて抹消す。　〃「上」、左旁訓、淡墨別筆。　〃「廂」、元字誤写、校注に拠り訂正す。　43「闔」、元字「闖」ならん。その左旁上に比較上大なる墨「。」を施す、ミセケチか。「門」の中のみ抹消して、上欄摺本の文字に拠り改む。　〃「署日」の右旁下、朱点あり。　〃「院」の右旁字音訓、別筆。　45「復」、元字の三水に加筆して訂正す。　〃「俄」、右旁訓、もと「ニシテ」、その上、別筆にて加筆し改む。　〃「侍女」、上字右旁仮名、淡墨筆。「侍女」の下「人」、ミセケチ、及び、朱斜線にて抹消。　〃「誥」の左旁下仮名、抹消。明かに校訂者豊原奉重の自筆。　〃「従来」、左旁訓、別筆。　46「云」、左旁に朱点あり。　47「少待」、上字右旁訓、「シハ」稍〻淡墨、別時筆か。　48「斂」、元字、偏のみ誤写、校合注（上欄）に拠り訂正す。　49「且」、右旁音訓淡墨筆。　50「鳳舄」、上字、もと「風」か、右旁校注に拠り、重書して改む。下字、もと「寫」に誤写、校合注（上欄）に拠り訂正す。　〃「揖」、右旁訓、淡墨筆。　51「已還事」、旁点字に、ヲコト点「の」に当る朱点らしきあり。よごれか。　〃「訖」、旁のみ誤写、校合注に拠り、訂正す。但し、注字のヲコト点「て」は抹消し移記せず。　52「折」の右旁内側訓「ツムヲリ」、一筆。　〃「授」、右旁訓、元「ツク」の二字のみあり。加筆、訂正して「サツケテ」に改む。　〃「為我」、返点は朱筆。　〃「謝」の左旁下訓「タテマツレ」、淡墨

色、別筆。　53「献」、右旁訓、もと「マツル」、旁点字に加筆して「レ」に改む。　〃「辞」、右旁外側訓、淡墨筆。
〃「将行」「有不」、各々の返点、朱筆。　54「不足」、返点は朱筆。　〃「徴」、元字「微」に誤写。加筆して訂正す。左旁訓は、元字の訓か。名義抄、「微ウカメク」あり。　55「不然」、返点、朱筆。　57「薑」、右旁訓、細筆。　〃「暑」「牽」、両字の右旁訓、淡墨筆、上とも異なる別筆。　58「繡」、元字誤写、校合注に拠り訂正す。　〃「戚」、元字「作」に誤写、墨斜線にて抹消し、校合注に拠り訂正す。　59「乞巧」、右旁訓、「キツ」淡墨色、「カウ」と同時筆に非ず。同じ行、下「宮掖」の訓、「尚」の訓中外側の「ツ」は、同じく淡墨色、同筆ならん。　〃「尤」の線点「も」、墨筆。「尚之」の返点、朱筆。　60「半」、ヲコト点「こと」の位置に、墨点あり。　〃「休」、左旁訓、淡墨色、別筆。元「キウス」の旁点仮名を、濃墨筆にて抹消か。　〃「憑肩」、両字間の返点、朱筆。　61「誓」、右旁訓「チカ」の下字、淡墨筆、別時筆。　〃「心」下、朱読点の下に墨筆のもあり。　〃「願」の右旁訓の中、「シク」のみ抹消。　62「嗚咽」、上字、「ロ」のみ重書、下字、元「ロ」なきを補う。　〃「之」、ヲコト点「を」、元、墨筆の上、朱を重ぬ。　〃「耳」の右旁「マ」、「マク」なるべし。　〃「自」、右旁訓、「ミ」、その下、「リ」あるか。　63「居」、元字誤写、校合注に拠り、訂正す。
〃「人」、元字「又」に誤写、校合注に拠り訂正す。　〃「為人」、返点は朱筆。　64「不久」、上字の右旁仮名「シ」、紙継個所にかかり、末画右端ずれ、「ジ」の如く見ゆ。　65「上皇」、二字に朱よごれあり。　〃「震悼」、下字の字音「タク」は誤読なるべし。　66「不豫」、下字の字音仮名、淡墨筆。ヲコト点「なり」、墨線点。　〃「四月」「南」「元」、各字に朱よごれあり。　〃「南宮」音合符は墨筆。　67「太原」、もと上字下、読点あり、その上、朱音合符を施す。「太」に朱よごれあり。　〃「校書郎」、下字の字音仮名、淡墨筆、別筆。　〃「盤匡」、上字、元「夊」に作るを、重書して、「丸」に改む。下字、元「尸」に作るを、「厂」に改む。　68「邑」、元「色」に誤る。重書して訂正す。　69「夫挙」、二字の左旁、朱よごれあり。　70「潤色」、上字々音訓、別筆。　〃「与時」、返点は朱筆。　〃「銷没」、上字右旁字訓、元「ショ」、加筆して改む。　〃「楽」、校訂者奉重筆。元、脱落か。　71「於情」、下字に、朱よごれあり。　〃「因為」、右旁訓「ツ」、淡墨筆。　72「欲」、ヲコト点、線点「なり」、墨筆。　〃「尤物」、左旁訓、奉重筆による。　73「所不聞」、返点、二ケ所は朱筆。　74「遺民」、上字々音仮名、淡墨色。　〃「不得」、返点は朱筆。　75「伝」の左旁仮名「ツタフ」、淡墨色。　77「色」、右旁に朱よごれあり。　〃「重色」「有女」、両字の返点、朱筆。　〃「御寓」の右旁外側訓、元「クニシロシメス」、旁点字を「シ」に改め、更に、左旁に書直す。　〃「求」のヲコト点、線点「とも」墨筆。
78「深窓」、下字左旁音訓、淡墨筆。　〃「織」、元字「織」に誤写、重書して訂正す。　〃「麗質」、下字の字音訓、別筆。

〃「自」、元字「目」に誤写、加筆して訂正す。　79「君王側」、句点、朱筆の下、墨筆もあり。　〃「廻眸」、返点は朱筆。　〃「百媚」、下字の字音訓、淡墨色、別時筆。　80「浴」、元字「治」に誤写か、重書して改む。　〃「凝脂」、右旁字音訓、稍〻淡墨色、別時筆ならん。　〃「侍児」、左旁訓「ワラヘ」、元「ヘ」のみ、「ワラ」は別時、異筆。　〃「扶」「嬌」の右旁訓、稍〻淡墨色。　81「無力」の返点、朱筆。　〃「恩沢」の下字々音訓、淡墨筆。　〃「金歩摇」、右旁訓、「コトクニ」「ホ」「ユラス」、抹消、元字は淡墨筆。旁点二字に朱音合符、墨訓合符を施す。　〃「芙蓉」の上字、「暖」の右旁字音訓、稍〻淡墨筆、同筆。　82「宵」、右旁訓「ヨ」淡墨筆、「ノ」濃墨筆、夫々別時のもの、「ノ」のみ抹消。　〃「短」のヲコト点「を」「こと」（これは左旁「ナケキ」に係わる点ならん）を共に抹消す。　〃「承歓」、墨音合符は濃筆、墨返点は淡墨筆。下字右旁字音訓、淡墨色未詳。　83「寝」、左旁字音仮名、淡墨色。　〃「専」、元字「寿」に誤写、ミセケチを施し、校合注に従い訂正す。　84「寵愛」の上字、同行「粧」右旁音訓、稍〻淡墨色。　85「列士」、上字右旁に「セリ」を施し、抹消す、下字右旁に、もと、同じく「セリ」を施し、加筆して「アリ」に改む。　〃「光彩」、下字々音訓、淡墨色。　〃「門戸」、もと、上字の下、朱読点を施し、その上、朱合符を重書す。　86「重生女」、二ケ所の返点は朱筆。　87「凝」の右旁訓、淡墨筆。　〃「盡日」、元字「晝」か、明瞭ならず。「盡」に改めたるものと認む。音合符、朱筆の下、墨筆もあり。　〃「不足」、下字、訓「キ」、淡墨筆。　〃「婢」、「都迷反」未詳。　88「動地」、返点は朱筆。　〃補入「破」下、ヲコト点「す」の朱、極めて淡。或は抹消か。下、「羽衣曲」の「ヲ」をも抹消した事と相応ず。　〃「千乗」の下字々音、淡墨色。　89「摇」、右旁仮名、別筆。　〃「復」、元字偏「シ」を改む。　90「不発」、下字訓「オコ」の「コ」淡墨筆、別時の書入ならん。　91「翠翹」、下字、左・右旁の字音訓、共に淡墨筆、右旁「シヤ」、稍〻特殊。　〃「看」、元字「者」に加筆訂正す。　92「埃」、元字「埏」に誤写、校合注に拠り訂正す。左旁音訓、淡墨筆。　〃「棧」、元字「機」左旁校合注に拠り訂正す。　〃「縈」、右旁訓淡墨色。　〃「劍閣」、下字もと「閤」、加筆して訂正。拠る所明ならず。　93「峨嵋」、下字、元字「眉」、偏「山」を後補す。　〃「山下」、下字、元字「上」、校合注に拠り訂正す。　〃「旌旗」「蜀」、右旁字音淡墨色。　94「行宮」、上字にヲコト点「の」らしきあり、その下より音合符を起筆す。　〃「見月」「傷心」、返点は朱筆。　95「断」、元字、偏を「类」に誤り、これを訂正す。　〃「天旋日転」、旁点字訓、上、「メクリ」の「メク」、下の同訓、共に淡墨筆。　〃「龍馭」の字音（これも淡墨色）稍〻不審、何れに拠れるか。　〃「躊躇」の右旁、「坡」の字音訓、同じく淡墨色。　96「相顧」、下字、元字「領」に誤写、校合注に拠り訂正す。　〃「霑」の字音訓、淡墨色。　97「信馬」「太液」「未央」、旁点字の字音訓、何れも、淡墨色。　〃「依」、

右旁の抹消の仮名、解し得ず。　98この一行に、金沢本等旧鈔本と刊本とにより、句順を異にする個所を示す。　〃「対此」「桃李」の旁点字仮名、淡墨色。　99「桐葉」、下字、元字「葉」、「世」の部分のみ塗抹し「云」に改む。「葉」の別字。　〃「落葉」、元字「宮葉」、校合注に拠り「落葉」に改む。「葉」、前項の処置に同じ。校注「落」に細筆合点あり、肉太筆にて重書す。この個所、多く、旧鈔本「落」に、宋刊本「宮」に作る個所。さすれば、元本文「宮」に作るは、本文上貴重な例。　100「階」「掃」「椒」「監」の右旁字音仮名、淡墨色。　101「挑」の右旁字音仮名、淡墨色。　102「漏」「耿」の右旁字音仮名、淡墨色。　103「衾」「悠」の右旁字音仮名、及び、「共」「曾」の訓、何れも淡墨色。　〃その中「悠」は、元「イ」のみあり、重書す。　〃「年魂魄不曾」の五字の左旁に、朱小圏点を施す。　104「展」、元字「厂」に誤写、校合注に拠り訂正す。　〃「臨邛」の右旁字音仮名、淡墨色。　105「殷勤」、上字の偏の一部、もと「戸」に加筆して訂正す。下字、ヲコト点「に」の外「か」の位置に朱点あり。　〃「馭」の右旁訓「ュ□」を墨斜線にて抹消、更に塗抹す。左旁訓、元の訓抹消、その上、「ノテ」を加う。　〃「殷勤」「覓」「排」「空」の右旁訓、何れも淡墨色。　106「遍」の右旁訓、淡墨色。　〃「窮」の右旁訓、「キハ」淡墨色、「メ」とは別時筆。　〃「黄泉」、下字右旁訓、「ニス」淡墨色、「マ」とは別時筆。　107「眇」の左旁訓上字、「ハ」とも「へ」とも認め得る。いま、「へ」と解す。　〃「玲瓏」の左下、虫損あるも、ヲコト点「て」を確認。　〃「起」、右旁訓の中、「ヲコ」、淡墨筆。　108「約」、元字「約」、末画「ノ」を加う。　〃「玉」、右旁下、朱よごれあり。　〃「雪膚」「花貞」「参差」旁点字の訓、何れも淡墨色。　109「扃」の右旁訓に合点らしきは、ゴミ。　〃「転」「教」、右旁訓、淡墨色。　110「裏」、墨筆ヲコト点「に」あるを抹消す。　111「屏」「邐迤」「睡覚」の音訓仮名、淡墨色。　〃「整」の「正」、もと「心」に誤写す。加筆して訂正す。同字の上、返点、朱筆。　112「下堂」、上字右旁訓、細筆、別筆か。　〃「吹」の左旁、もと返点「二」あり、その上、更に筆を加え、肉太「二」らしく改む。抹消のためには非ざるべし。　〃「袂」、もと示偏に加筆して改む。　〃「玉容」、下字左旁訓、淡墨筆。　113「寞」「凝」の右旁訓、淡墨色。　114「眇茫」、下字、元字誤写、校合注に拠り訂正す。また、この字下の句点、明瞭に二ケ重なる。　〃「陽」、元字「勿」を「匂」に誤る。加筆して訂正す。　〃「容」「両」「裏」の右旁仮名、淡墨筆。　115「下視」、下字の元字、「問」、左旁校合注に拠り、改む。「問」に作る本文は稀。　〃（上字）「見」、右旁訓、もと淡墨筆「尸」（ミ）か。その上、濃墨筆にて「ミエ」を重書す。　〃「霧」、右旁訓「フヲノミ」の中、旁点仮名、淡墨筆。　〃「持」、元字「侍」、加筆して訂正す。　〃「旧」下、訓合符、墨筆。　116「表」の右旁訓、「アラ」「ハス」、下淡墨筆、別時訓。　〃「将」、右旁訓「モテ」、旁点仮名、元字不明。その上、肉太筆にて「モ」を書加う。　〃「叙」「扇」「叙」の右旁仮

名、淡墨筆。　117「分銅」、上字右旁仮名、元「セリ」か。肉太筆にて重書して改む。　〃「会」、左旁「カサネ」、元の訓ある上、濃墨筆にて重書す。元訓明ならず。名義抄等「カサネ」の訓なし。　〃「教」「堅」「臨」の右旁訓、淡墨筆。
118「殷勤」、下字の左旁訓、淡墨筆。　〃「誓」、元字「信」に誤写し、加筆して訂正す。　〃「両」、元字に加筆して、たて棒を上まで延す。　119「私語」、右旁訓のうち、「サヽヤキ　コト」まで、淡墨筆。「セシ」より後なるべし。　〃「翼」の右旁訓、淡墨筆。　120「綿」の右旁訓、淡墨筆。

得相悟使者回以黄妃事與以聞玄宗恍絶
良久語使者曰乃不誤矣今世人猶謂玄宗貴
妃處世間為夫妻之至也矣 歌曰

漢皇重色思傾国　御宇多年求不得
楊家有女初長成　養在深閨人未識
天生麗質難自弃　一朝選在君王側
回眸一笑百媚生　六宮粉黛無顔色
春寒賜浴華清池　温泉水滑洗凝脂
侍兒扶起嬌無力　始是新恵澤時

侍兒扶起嬌無力
雲鬢花顏金步搖
春宵苦短日高起
從歡侍寢無閑暇
漢宮佳麗三千人
金屋粧成嬌侍夜
姊妹兄弟皆列土
遂令天下父母心
驪宮高處入青雲

始是新豢恩澤時
芙蓉帳暖度春宵
從此君王不早朝
春從春遊夜專夜
三千寵愛在一身
玉樓宴罷醉和春
可憐光彩生門戶
不重生男重生女
仙樂風飄處々聞

驪宮高處入青雲　仙樂風飄處々聞
緩歌慢舞凝絲竹　盡日君王看不足
渼陽鞞鼓動地来　驚破霓裳羽衣曲
九重城闕煙塵生　千乘万騎西南行
翠華搖々行復止　西出都門百餘里
六軍不發無奈何　宛轉蛾眉馬前死
花鈿委地无人收　翠翹金雀玉搔頭
君王掩眼救不得　回看血淚相和流
黄埃散漠風蕭索　雲棧縈迴登劍閣

黄埃散漠風蕭索
戟眉山上少行人
蜀江水碧蜀山青
行宮見月傷心色
天旋日轉迴龍馭
馬嵬坡下泥土中
君臣相顧盡霑衣
歸来池苑皆依舊
對此如何不霑淚
雲棧縈迴登劍閣
旌旗無光日色薄
聖主朝朝暮暮情
夜雨聞猿斷腸聲
到此躊躇不能去
不見玉顔空死處
東望都門信馬歸
太液芙蓉未央柳
芙蓉如面柳如眉

情

對此如何不奪淚　芙蓉如面柳如眉
春風桃李花開日　秋露梧桐葉落時
西宮南内多秋草　落葉滿階紅不掃
梨園弟子白髮新　椒房阿監青蛾老
夕殿螢飛思情然　秋燈挑盡未能眠
遲々鐘漏初長夜　耿々星河欲曙天
鴛鴦瓦冷霜花重　舊枕故衾誰與共
悠々生死別經年　魂魄不曾來入夢
臨邛方士鴻都客　能以精誠致魂魄

臨邛方士鴻都客　能以精誠致魂魄
爲感君王展轉思　遂教方士慇懃覓
排空馭氣奔如電　昇天入地求之遍
上窮碧落下黃泉　兩處茫茫皆不見
忽聞海上有仙山　山在虛無縹緲間
樓殿玲瓏五雲起　其上綽約多仙子
中有一人名玉妃　雪膚花貌參差是
金闕西廂叩玉扃　轉教小玉報雙成
聞道漢家天子使　九華帳下夢中驚

聞道漢家天子使
九華帳下夢千驚
珠箔銀屏迤邐開
睡衣推枕起徘徊
花冠不整下堂來
雲鬟半偏新睡覺
猶似霓裳羽衣舞
風吹仙袂飄飄擧
梨花一枝春帶雨
玉容寂寞淚闌干
一別音容兩眇茫
含情凝睇謝君王
蓬萊宮中日月遲
眄陽殿裏恩愛歇
不見長安見塵霧
迴頭下視人寰處
鈿合金釵寄將去
空持舊物表深情

空持舊物表深情
釵留一鈷合一扇
但教心似金鈿堅
臨別慇懃重寄詞
七月七日長生殿
在天願作比翼鳥
天長地久有時盡
長恨歌

鈿合金釵寄將去
釵擘黃金合分鈿
天上人間會相見
詞中有誓兩心知
夜半無人私語時
在地願爲連理枝
此恨綿綿無絶期

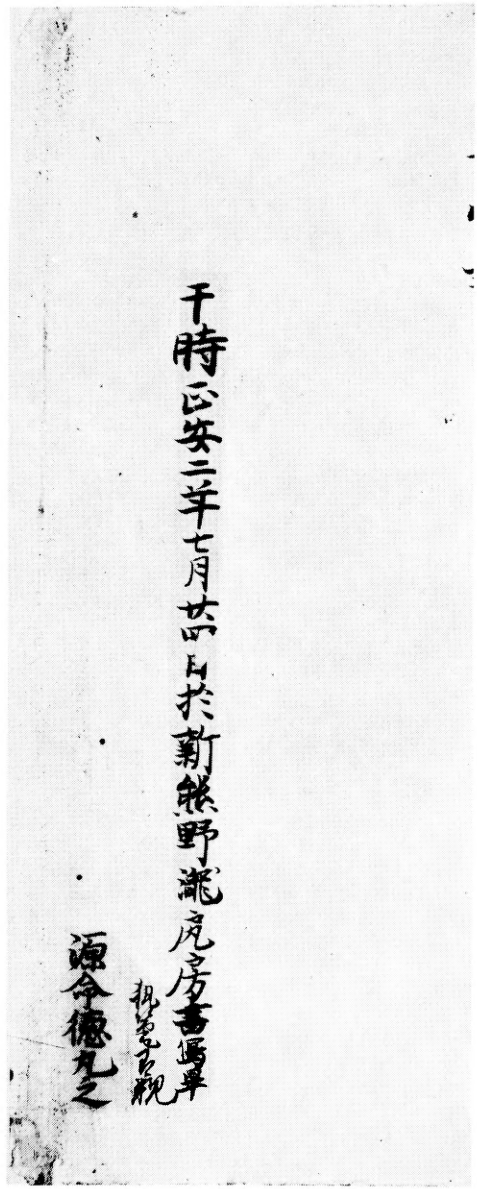

〔紙背校注書入〕

翻字文2参照　謂イ

同行参照　言イ

同12参照　思イ

同24参照　五ニ　ニ

潯相悟使者因以貴妃密奏以聞玄宗惚絶
良久語使者曰乃不誤矣今世人猶謂玄宗与貴
妃傷世間為夫妻之至也矣 歌曰
漢皇重色思傾国 御宇多年求不得
楊家有女初長成 養在深窓人未識
天生麗質難自弃 一朝選在君王側
迴眸一笑百媚生 六宮粉黛無顔色
春寒賜浴華清池 温泉水滑洗凝脂

侍児扶起嬌無力　　始是新恩澤時
雲鬢花顔金歩搖　　芙蓉帳暖度春宵
春宵苦短日高起　　從此君王不早朝
恩愛(重恩)兼歓侍宴無閑暇　　春従春遊夜専夜
漢宮佳麗三千人　　三千寵愛在一身
金屋粧成嬌侍夜　　玉楼宴罷醉和春
姉妹兄弟皆列土(けい)　　可憐光彩生門戸
遂令天下父母心　　不重生男重生女

驪山高處入青雲
緩歌慢舞凝絲竹
漠陽鞞鼓動地来
九重城闕煙塵生
翠華揺〻行復止
六軍不発無奈何
花鈿委地无人収
君王掩眼救不得

仙樂風飄處〻聞
盡日君王看不足
驚破霓裳羽衣曲
千乗万騎西南行
西出都門百餘里
宛轉蛾眉馬前死
翠翹金雀玉搔頭
迴看血淚相和流

黄埃散漠風蕭索
戍眉山上少行人
蜀江水碧蜀山青
行宮見月傷心色
夜雨聞猿斷腸聲

雲棧縈迴登劍閣
旌旗無光日色薄
聖主朝朝暮暮情
到此躊躇不能去
東望都門信馬歸

天旋日轉迴龍馭
馬嵬坡下泥土中
不見玉顔空死處
犬流芙蓉未央柳

君臣相顧盡霑衣
歸来池苑皆依舊

對此如何不啻淚　芙蓉如面柳如眉，
春風桃李花開日　秋露梧桐葉落時
35
西宮南内多秋草　落葉滿階紅不掃
梨園弟子白髮新　椒房阿監青蛾老
夕殿螢飛思情然　秋燈挑盡未能眠
遲遲鐘漏初長夜　耿耿星河欲曙天
40
鴛鴦瓦冷霜花重　舊枕故衾誰与共
悠悠生死別經年　魂魄不曾來入夢

臨邛方士鴻都客
爲感君王展轉思
挑空馭氣奔如電
上窮碧落下黄泉
忽聞海上有仙山
樓殿玲瓏五雲起
中有一人名玉妃
金闕西廂叩玉扃
能以精誠致魂魄
遂教方士慇懃覓
昇天入地求之遍
兩處茫茫皆不見
山在虛無縹渺間
其上綽約多仙子
雪膚花貌參差是
轉教小玉報雙成

聞道漢家天子使　九華帳裏夢中驚
50
聆衣推枕起徘徊　珠箔銀屏邐迤開
編
雲鬟半偏新睡覺　花冠不整下堂来
風吹仙袂飄飄挙　猶似霓裳羽衣舞
玉容寂寞淚闌干　梨花一枝春帶雨
含情凝睇謝君王　一別音容両杳茫
昭陽殿裏恩愛歇　蓬莱宮中日月遅
55
睇
迴頭下視人寰處　不見長安見塵霧

空持舊物表深情
釵留一鈷盟合一扇
但教心似金鈿堅
臨別慇懃重寄詞
七月七日長生殿
在天願作比翼鳥
天長地久有時盡
長恨歌

鈿合金釵寄將去
釵擘黃金合分鈿
天上人間會相見
詞中有誓兩心知
夜半無人私語時
在地願為連理枝
此恨綿綿無絶期

于時正安二年七月廿四日於新熊野瀧尻房書寫畢
執筆尋親
源命徳丸之

註 神田喜一郎氏蔵長恨歌一軸には、既に旧蔵者による論考〔三条西公正「古写本長恨歌について」（「文学」二―六）〕があるが、若干補正を要する個所もあり、また、角筆点の存在も認められるので、現蔵者の御清諾を得てこれを影印し、これに翻字文を併記する。

この本の現状を示せば、古代紫色紙表紙を後補、本文料紙は斐楮交漉紙、一紙の高さ三一・二五糎、長さ四七糎。いまは、四紙であるが、「長恨歌序」の終の三行を残し、紙継ぎ個所から前半部が失われているので、曾ては、「長恨歌序」の外、「長恨歌伝」をも完備していたものであろう。墨界を施し、界高二六・二五糎、界幅二・七糎である。送仮名・読仮名には第一次筆の外に、稍〻細筆の別筆が認められる。それとは別に角筆点若干が認められる。別筆は返点にも認められる。殊に、レ点には二文字間の真中に施すのとは異り、左寄りのかりがね点も交る。

以下は本文に関する註記である。

1「以」、右旁に墨痕跡あるも未詳。　10「鬢」、右旁「丨」抹消、いま、除く。　〃「歩」、右旁〔　〕内は角筆点、以下同。　11「従」、元字誤写、右旁にみせけちを施し改む。　14「和」の右旁訓中、「クワ」第二次筆か。　15「戸」の右旁訓「コ」、第二次筆ならん。　18「慢」、左旁訓、「ミタシ」なるべし、「レ」には非ず。　20「南」、平声々点に合点の如き斜線あり。未詳。　32「帰来…」の七字一句と「芙蓉…」の七字一句と、原本文通りなるがわが旧鈔本の本文。この校改は刊本に拠るもの、是に非ず。　39「与」、右旁元字仮名（未詳）の上、重書して「ト」を加う。　42「為」「感」の間、レ点あるを抹消す。　〃「覓」の左旁、やや離れて返点「一」あり。　46「瓏」、右旁仮名「リョヲ」第二次筆、第三字「ウ」には非ず。第八行「温泉」上字の片仮名参照。　〃「起」、右旁仮名中「ヲコ」、第二次筆ならん。　〃「綽」、右旁仮名中第一字「シ」と解す。　47「妃」、右旁訓「云」、淡墨筆、稀なり。　49「中」の左旁校注「魂」、「ム」に似る筆あるは、この校注、本文「中」に接近し過ぎた為、「鬼」の部「ム」のみ大きく書きたるならん。　51「覚」、左旁仮名

「ヌ」、大字肉太筆、稍〻稀なり。　54「含」、右旁仮名、「シ」には非ざるべし。「ミ」と解す。　56上欄、校注「瞬」あり、稍〻淡墨別筆、稍〻稀。校注として、この字に該当する個所見当らず。　58「分」、右旁仮名第四字、重書して「リ」に改む。元字未詳。　62「在」、左旁、訓「テハ」を抹消す。

（昭和五十六年六月三十日稿）

大東急記念文庫蔵白氏文集金沢文庫旧蔵本の閲覧・調査に関しては、以前から引続き御芳情を辱くした。今回その中の「長恨歌伝・長恨歌」の翻字の御許可についても御高配を得た。
神田喜一郎先生には御所蔵本の閲覧・調査、ならびにその影印・翻字に格別の御高情をもってこれに御許可を賜った。
以上の外、本論考のために使用させて頂いた多くの鈔本・刊本類の閲覧・調査・撮影には、御所蔵者に一方ならぬ御親切を賜った。
いま、各位に対し深甚なる謝意を表する。